

※途中ページが抜けている箇所は、製本版にて仕切りとなっている箇所を省いて掲載しております。

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2
第 1 号 (9月12日)	
開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
同意第5号の上程、説明	7
同意第6号の上程、説明	8
議案第37号の上程、説明	8
議案第38号の上程、説明	9
議案第39号の上程、説明	10
議案第40号の上程、説明	10
議案第41号の上程、説明	12
議案第42号の上程、説明	12
議案第43号の上程、説明	13
議案第44号の上程、説明	13
議案第45号の上程、説明	14
認定第1号の上程、説明	15
認定第2号の上程、説明	16
認定第3号の上程、説明	17
認定第4号の上程、説明	19
認定第5号の上程、説明	20
認定第6号の上程、説明	20
報告第7号の上程、報告	21

報告第 8 号の上程、報告	22
報告第 9 号の上程、報告	23
報告第 10 号の上程、報告	23
意見案第 3 号の上程、説明	23
意見案第 4 号の上程、説明	25
散会の宣告	26

第 2 号 (9月13日)

開議、散会の日時	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	27
事務局出席者	27
議事日程	28
開議の宣告	29
一般質問	29
平 良 嗣 男 議員	29
宮 城 貢 議員	33
大 山 美佐子 議員	39
吉 浜 覚 議員	41
新 崎 悟 一 議員	49
宮 城 良 治 議員	59
宮 城 美和子 議員	62
散会の宣告	64

第 3 号 (9月17日)

開議、散会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65
事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	67
同意第 5 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	67
同意第 6 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71
議案第 37 号の質疑、委員会付託	72
議案第 38 号の質疑、委員会付託	72
議案第 39 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	72

議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	73
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	77
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	80
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	80
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	81
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	81
意見案第3号の質疑、委員会付託	82
意見案第4号の質疑、委員会付託	82
諸般の報告	83
散会の宣告	83

第 4 号 (9月20日)

開議、閉会の日時	85
出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	85
事務局出席者	85
議事日程	86
開議の宣告	87
議案第37号及び議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	87
議案第40号～議案第45号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	89
議案第39号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	95
委員会閉会中の継続審査について	100
委員会閉会中の継続審査について	100
議員派遣の件	101
閉会の宣告	102
署名議員	102

令和6年第6回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和6年9月12日
会期9日間
閉会 令和6年9月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月12日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情3件・議長諸般の報告・村長行政報告・同意・議案・意見案提案説明・報告4件
9月13日	金	本会議	午前10時	一般質問
9月14日	土	休 会		
9月15日	日	休 会		
9月16日	月	休 会		
9月17日	火	本会議	午前10時	同意第5号及び第6号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第37号及び第38号質疑、総務常任委員会付託 議案第39号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第40号～第45号質疑、予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑、決算審査特別委員会付託 意見案第3号及び第4号質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第37号及び第38号、意見案第3号及び第4号総務常任委員会(説明～採決)
9月18日	水	委員会	午前10時	議案第40号～第45号予算審査特別委員会 (説明～採決)
			午後1時30分	議案第39号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月19日	木	委員会	午前10時	議案第39号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
9月20日	金	本会議	午前10時	議案第37号及び第38号、意見案第3号及び第4号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第40号～第45号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第39号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 9日間 本会議日数 4日間 委員会日数 3日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
25	令和6年7月9日	母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情	東京都荒川区 張 一文	議員配布
26	令和6年8月19日	子どもの医療費自己負担設定で評価する保険者努力支援制度の見直しと国庫負担の増額で国保財政の改善を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣安男	議員配布
27	令和6年8月29日	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情	沖縄県教職員組合同頭支部 執行委員長 銘苺 満	議員配布

令和6年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和6年9月12日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和6年9月12日 午前10時00分)

散 会 (令和6年9月12日 午前11時31分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同意 第5号	教育委員会教育長の任命について	提案説明
6	同意 第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
7	議案 第37号	指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）	提案説明
8	議案 第38号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案 第39号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
10	議案 第40号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	提案説明
11	議案 第41号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
12	議案 第42号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提案説明
13	議案 第43号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号）	提案説明
14	議案 第44号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第2号）	提案説明
15	議案 第45号	令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算（第1号）	提案説明
16	認定 第1号	令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
17	認定 第2号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認定 第3号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認定 第4号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第5号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
21	認定 第6号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
22	報告 第7号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告
23	報告 第8号	第4期大宜味村障がい者（児）計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について	報告
24	報告 第9号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
25	報告 第10号	令和5年度決算に基づく資金不足比率について	報告
26	意見案 第3号	沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書	提案説明
27	意見案 第4号	沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
ただいまから令和6年第6回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 宮城 貢議員及び2番 宮城良治議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月20日までの9日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。
（友寄景善村長 登壇）
- 村長（友寄景善） おはようございます。
一般行政報告といたしまして、本年6月から8月までをかいつまんで報告申し上げます。
6月12日から13日にかけて、国土交通省主催により東京都で開催されました水源地域未来会議に参加し、ダム所在地域による振興策事例発表や水源地域と水需要地域との関わりなどについて話し合いました。

た。沖縄県内のダム所在市町村として水源地域の振興策について引き続き取り組んでいかなければならない課題であると実感しました。

19日には、ルートインホテルの社長及び専務と東京都内でホテルの出店についての現状確認と調整を行いました。物価高騰及び能登地方地震の対応により計画の変更を検討しているとのことでありました。村としましても引き続き調整を図りながら、出店実現に向けて取り組んでまいります。

23日には、糸満市の平和祈念公園で開催されました沖縄全戦没者追悼式に参列し、平和への誓いを新たにしました。

28日には、沖縄地区史跡整備市町村協議会第48回大会が本村の改善センターで開催され、開催地として歓迎の挨拶と本村のPRを行いました。その後開かれた情報交換会において、文化庁調査会や県内の関係者などと情報交換等、懇親を深めました。

次、ページめくりまして、7月7日には、大宜味村一心クガニー芸能協会の第26回定期総会が浦添市内であり、本村郷友会の皆様や関係者が出席して行われました。会員の減少が続き、会の運営も厳しくなっているようでした。母村との絆を強め、ずっと存続させなければならないと痛感しました。

28日には、改善センターで行われました西会津町の児童交流団お別れ式に出席しました。短い日程ではありましたが、本村の自然文化などを体験していただきました。特にマリンレジャーを体験させるに際してはシャワー室や更衣室等の必要性を痛感し、安心安全、快適に利用できる海浜公園の整備が急務であると再認識しました。

30日には、北部振興事業の要請のため、北部市町村長とともに自見英子沖縄担当大臣、菅義偉元総理大臣、岡田直樹前沖縄担当大臣、島尻安伊子衆議院議員へ直接お会いして、令和7年度以降の北部振興事業の継続、予算の増額を要請いたしました。

ページめくりまして、8月2日には、青切りシークワサー初出荷式が喜如嘉区内で開催され、はさみ入れ式や加工品の展示及び関連食品の試食などが行われました。生産量は例年並みを見込んでいます。

8日には、カジマヤー・トーカチ慶祝のため、村内の対象者を訪問させていただき、これまでの労をねぎらうとともに、健康長寿を家族や地域の皆さんと一緒に祝いました。

27日には、北部市町村と名桜大学との懇談会及び懇親会に参加し、名桜大学の状況把握と今後の連携協定等について意見交換しました。

なお、令和6年度入札結果報告を添付しておりますので、お目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

◎同意第5号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第5 同意第5号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。村長の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第5号 教育委員会教育長の任命について

大宜味村教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋1306番地84 結ホーム211号室

氏 名 宮城 政信

昭和31年1月11日生

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

現教育委員会教育長宮城政信氏の任期が令和6年11月9日で満了となるため、同氏を再任したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求める。

宮城政信教育長は、昨年7月1日に新教育長として就任し現在に至っております。任期が前教育長の残任期間となっているため、まだ1年と数か月しか在任しておりません。着手した事業の推進や継続中の重要な役職の任務を全うし、そして次年度以降に控える大きな事業の推進と実施のためには、引き続き教育長の職にとどまり、これらの業務を推し進めていただく必要があります。

宮城政信氏のこれまでの経験と実績、そして知見を生かして、本村教育行政の充実及び振興発展のため御尽力賜りたく、今議会に提案させていただき、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、履歴書を添付しています。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第6号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字大宜味179番地

氏 名 山城 文子

昭和28年11月26日生

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

令和6年11月8日付けをもって、現委員の任期が満了することに伴い、後任委員を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書を添付していますので、お目通し願います。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第37号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第37号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）

指定管理者の指定について、次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

平南川ター滝駐車場

2、指定管理者となる団体の名称等

団体の名称 一般社団法人 大宜味村観光協会

代表者職氏名 会長 大崎 史丸

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字津波95番地

3、指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

平南川ター滝駐車場の現指定管理者の指定の期間が、令和7年3月31日で満了するため、次期の指定管理者予定候補者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（佐久川紀亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） それでは私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回提案いたします平南川ター滝駐車場は、大宜味村の公園等の設置及び管理に関する条例第2条別表第1に規定しております公園等での位置づけで、村長が管理を行う施設ですが、第12条の規定により指定管理者による管理が行えるものとなっております。

現在の指定管理者の指定期間が今年度末日をもって満了となることから、次期指定管理者について、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、7月1日から8月6日までの期間で公募を実施し、応募申請のあった事業者について、行政関係者として村職員、地域代表者、有識者の5人で構成する選定委員会において指定管理者予定候補者を選定し、選定委員会から報告を受け、9月3日の庁議において今回提案の一般社団法人大宜味村観光協会を指定管理者予定候補者として決定し、本議会に提案するものです。

なお、説明資料には、選定の経過、選定の理由、選定委員会からの結果報告、応募申請書等を添付しております。詳細につきましては委員会にて説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第175号)が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、国の基準が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業所における安全計画の策定及び自動車を運行する場合の利用者の所在確認が義務化されたことによる条例改正で、施行期日は公布の日からとなっております。

なお、詳細につきましては、総務常任委員会で担当課長から説明させたいと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第9 議案第39号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第39号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

詳細については、委員会で担当課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第10 議案第40号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第40号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)

令和6年度大宜味村の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,571万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,418万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を副村長からさせていただきます。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

(宮城 豊副村長 登壇)

○ 副村長(宮城 豊) それでは補正予算の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は2億7,571万3,000円の増額補正となっております。

歳入の概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

10款地方交付税6,505万3,000円の増額は、交付決定によるものです。

14款国庫支出金2,087万5,000円の増額は、児童手当の国庫負担金の増額及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業の追加によるものです。

19款繰越金1億6,747万4,000円の増額は、令和5年度決算確定によるものです。

20款諸収入736万7,000円の増額ですが、コロナワクチン助成金と介護保険広域連合負担金精算償還金によるものです。

予算書の2ページをお開きください。

21款村債953万8,000円の増額は、過疎対策事業債と農林水産債によるものです。

続きまして歳出の概要を説明します。予算書の3ページをお開きください。

2款総務費1,299万8,000円の増額については、主に防災諸費(避難階段照明修繕)と税務総務費(税システム改修委託料)の増によるものです。

3款民生費1,423万5,000円の増額については、主に物価高騰対応重点支援給付金事業(重点支援給付金)と児童措置費(児童手当)によるものです。

4款衛生費1,239万8,000円の増額については、主に予防費(新型コロナワクチン接種事業)と診療所費(システム改修委託料)によるものです。

6款農林水産業費2,552万2,000円の増額については、主に畜産業費(物価高騰対策事業)と農地費(緊急自然災害防止対策事業)によるものです。

予算書の4ページをお開きください。

13款諸支出金1億4,145万6,000円の増額については、基金費(財政調整基金費)の増によるものです。

14款予備費については、6,302万7,000円の増額となっています。

以上が歳出の主な概要となっており、5ページには、第2表 地方債補正を記載しております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で各担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第11 議案第41号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第41号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,846万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,816万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、予算書1ページお願いたします。

歳入で、9款繰越金6,846万9,000円の増額となっております。

続きまして予算書2ページをお開きください。

歳出で、1款総務費95万5,000円の増額、6款保健事業費19万8,000円の増額、予備費に6,731万6,000円の増額補正となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第12 議案第42号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第42号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ927万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,849万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

主な内容としまして、予算書1ページをお願いします。

歳入で、1款後期高齢者医療保険料904万1,000円、保険料本算定に伴う増額、5款繰越金23万3,000円の増額となっております。

続きまして予算書2ページをお願いします。

歳出で、2款後期高齢者医療広域連合納付金904万2,000円の増額、予備費に23万3,000円を増額する補正となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第43号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第43号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号）（総則）

第1条 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款工業用水道事業費用	532万7,000円	30万円	562万7,000円
第1項営業費用	482万3,000円	30万円	512万3,000円

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

内容としましては、収益的支出において、光熱水費の不足分30万円を増額補正するものであります。詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第44号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第2

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第44号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款簡易水道事業費用	2億2,296万9,000円	0円	2億2,296万9,000円
第1項営業費用	2億1,546万6,000円	△45万2,000円	2億1,501万4,000円
第4項予備費	53万2,000円	45万2,000円	98万4,000円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款資本的支出	2億1,988万8,000円	0円	2億1,988万8,000円
第1項建設改良費	1億9,116万6,000円	0円	1億9,116万6,000円

(特例的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条の2中「2,127万9,000円及び7,039万2,000円」を「2,219万2,000円及び6,378万8,000円」に改める。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、収益的支出第1款簡易水道事業費用と資本的支出第1款資本的支出の予算の組替えと未収金及び未払金の確定となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○ 議長(大城佐一) 日程第15 議案第45号 令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 議案第45号 令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度大宜味村下水道水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（特例的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度大宜味村下水道事業会計予算第4条の2中「100万4千円及び2,565万9,000円」を「67万8,000円」及び「2,444万2,000円」に改める。

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、未収金及び未払金の確定のみの補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第16 認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） それでは認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に御説明いたします。

令和6年6月28日と令和6年7月4日に大宜味村会計管理者から村長宛てに令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、令和6年7月5日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、令和6年8月26日付で監査委員より一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金運用状況調書の審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に令和5年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容を概略で説明させていただきたいと思っております。

歳入の概要を主な款で御説明いたします。決算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、調定額9億8,291万7,751円に対しまして、収入済額9億6,559万3,566円となり、収納率は98.2%となっております。なお、不納欠損額については、90万5,074円となっております。

決算書の2ページをお開きください。

13款使用料及び手数料ですが、調定額6,398万2,799円に対しまして、収入済額5,552万6,799円となり、収納率は86.8%となっております。

14款国庫支出金ですが、調定額6億5,891万7,966円に対しまして、収入済額4億8,776万2,863円となり、収納率は74.0%となっております。なお、1億3,115万1,000円は翌年度へ繰り越しております。

15款県支出金ですが、調定額4億1,227万4,436円に対しまして、収入済額3億4,081万7,436円となり、収納率は82.7%となっております。なお、1億4,112万1,000円は翌年度へ繰り越しております。

20款諸収入ですが、調定額9,039万3,995円に対しまして、収入済額9,033万5,020円となり、収納率は99.9%となっております。

次に歳出の概要を主な款で御説明いたします。決算書の4ページをお開きください。

2款総務費ですが、予算現額10億531万7,000円に対しまして、支出済額8億6,634万756円となっております。塩屋湾周辺整備事業外7件の繰越事業がありまして、執行率は86.2%となっております。

3款民生費ですが、予算現額7億177万円に対しまして、支出済額6億2,275万5,293円となっております。物価高騰対応重点支援給付金事業外3件の繰越事業がありまして、執行率は94.4%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額3億9,053万2,000円に対しまして、支出済額3億9,930万2,651円となっております。名護市し尿受入処理施設建設負担金の繰越しがありまして、執行率は86.9%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額2億9,074万2,000円に対しまして、支出済額2億5,821万4,508円となっております。農村振興基本計画策定業務の繰越事業がありまして、執行率は88.8%となっております。

7款商工費ですが、予算現額2億8,628万3,000円に対しまして、支出済額2億6,354万4,895円となっております。観光地安全対策事業の繰越しがありまして、執行率は92.1%となっております。

8款土木費ですが、予算現額7億4,825万円に対しまして、支出済額5億2,372万8,408円となっております。北部連携促進特別振興対策特定開発事業2件の繰越事業がありまして、執行率は70.0%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

10款教育費ですが、予算現額4億5,606万1,000円に対しまして、支出済額4億2,973万6,312円となっております。大宜味村役場旧庁舎保存活用計画策定業務の繰越事業がありまして、執行率は94.2%となっております。

決算書66ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額49億7,094万617円、歳出総額47億311万7,208円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,034万9,000円を差し引いた実質収支額は2億2,747万4,409円となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細については決算審査特別委員会で各課長より御説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第17 認定第2号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第2号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、副村長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） それでは認定第2号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

それでは決算書1ページをお開きください。歳入の主な概要を説明いたします。

1款国民健康保険税ですが、調定額6,762万5,421円に対しまして、収入済額6,165万円となり、収納率91.2%で、収入全体に占める割合は10.4%となっております。なお、19万3,000円を不納欠損としております。

5款県支出金ですが、調定額3億9,016万6,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は66.1%となっております。

8款繰入金ですが、調定額4,728万3,653円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。それでは歳出の概要を御説明いたします。

1款総務費ですが、予算現額784万6,000円に対しまして、支出済額752万4,510円となり、執行率は95.9%となっております。

2款保険給付費ですが、予算現額3億7,939万3,000円に対しまして、支出済額3億3,321万9,279円となり、執行率は87.8%となっております。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、予算現額1億2,784万9,000円に対しまして、支出済額1億2,784万6,939円となっております。執行率は100%となっております。

6款保健事業費ですが、予算現額1,255万6,000円に対しまして、支出済額1,149万6,509円となっております。執行率は91.6%となっております。

9款諸支出金ですが、予算現額174万4,000円に対しまして、支出済額148万1,513円となっております。執行率は84.9%となっております。

決算書18ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、歳入総額5億9,003万8,374円、歳出総額4億8,156万8,750円、歳入歳出差引額1億846万9,624円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で御説明いたしたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第18 認定第3号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決

算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 認定第3号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、副村長から説明させていただきます。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

(宮城 豊副村長 登壇)

○ 副村長(宮城 豊) 認定第3号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な内容を御説明いたします。

2款使用料及び手数料ですが、調定額7,652万4,765円に対しまして、収入済額6,903万635円で、収納率は90.2%となっており、その要因としては、令和6年4月から公営企業会計への移行があり、3月末で会計を締める作業が生じ、今まで出納整理期間にて収入として処理できていた3月分の使用料が反映できていないことからでございます。

3款国庫支出金ですが、調定額7,200万円に対しまして、収入済額1,600万円で収納率は22.2%となっております。なお、5,600万円は翌年度へ繰り越しております。

それ以外の款においては、調定額と同額収入済額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な内容を説明します。

1款簡易水道総務費については、予算現額1億4,753万3,000円に対しまして、支出済額6,721万988円、執行率45.6%となっており、その要因としては、公営企業会計への移行に伴う特別会計の3月末締めが生じ、3月末での使用料・手数料・委託料等の支払いが特別会計から行えなかったことからでございます。

2款簡易水道事業費については、予算現額1億1,111万5,000円に対しまして、支出済額2,461万9,655円で執行率は22.2%となっております。なお、8,642万4,000円は翌年度へ繰越しとなっております。

3款公債費については、予算現額3,717万4,000円に対しまして、支出済額3,717万2,105円となり、執行率は約100%となっております。

歳出予算現額の総額3億335万6,000円に対しまして、支出済額の総額1億2,900万2,748円となり、全体の執行率は42.5%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億5,820万7,693円、歳出総額1億2,900万2,748円、歳入歳出差引額2,920万4,945円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2万4,000円を差し引いた実質収支額は、2,918万945円となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で御説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願

いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第19 認定第4号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第4号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、副村長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） それでは認定第4号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な内容を説明いたします。

1款使用料及び手数料ですが、調定額579万6,617円に対しまして、収入済額511万8,087円で、収納率は88.3%となっており、その要因としては、先ほど説明した認定第3号と同様でございます。

1款使用料及び手数料以外の款においては、調定額と同額収入済額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な内容を説明いたします。

1款公共下水道事業総務費については、予算現額573万3,000円に対しまして、支出済額3,131万6,310円となり、執行率54.6%となっており、その要因としては、先ほど説明した認定第3号と同様でございます。

3款公債費については、予算現額357万8,000円に対しまして、支出済額357万6,282円となり、執行率は約100%となっております。

歳出予算現額の総額6,232万6,000円に対しまして、支出済額の総額3,489万2,592円となり、全体の執行率は56.0%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4,821万8,057円、歳出総額3,489万2,592円、歳入歳出差引額1,332万5,465円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第20 認定第5号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第5号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、副村長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

（宮城 豊副村長 登壇）

○ 副村長（宮城 豊） 認定第5号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について内容を御説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の概要を御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額2,373万9,476円に対しまして、収入済額2,383万1,439円となり収納率は100.4%で、収入全体に占める割合は61.0%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,465万1,065円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は37.5%となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,860万5,000円に対しまして、支出済額3,842万5,286円となり、執行率は99.5%となっております。

決算書6ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,904万6,268円、歳出総額3,861万2,676円、歳入歳出差引額43万3,592円となり実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第21 認定第6号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第6号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度大宜味村工業用水

道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
(佐久川紀亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇)
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） それでは認定第6号について補足説明いたします。

決算書の11ページをお開きください。

1 概況の（1）総括事項ですが、給水戸数が2戸で、年間給水量が1万5,441m³となっています。

決算書12ページをお願いします。

2 業務の（2）事業収入に関する事項については、合計で495万1,526円となっており、主なものとしては、給水収益の73万2,376円、一般会計からの負担金252万6,000円、長期前受金戻入の137万7,826円となっています。

（3）事業費に関する事項については、合計で482万2,867円で、主なものとしては、原浄水及び配給水費及び減価償却費によるものとなっております。

（2）の収入から（3）の事業費を差し引いた額は当年度純利益として、12万8,659円で、6ページに記載しています剰余金処分の額に計上されたものとなっております。

詳細については、委員会において説明させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

-
- 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前11時08分)

-
- 議長（大城佐一） 再開します。

(午前11時09分)

◎報告第7号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第22 報告第7号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長（友寄景善） 報告第7号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告する。

令和6年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

- 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第8号の上程、報告

- 議長（大城佐一） 日程第23 報告第8号 第4期大宜味村障がい者（児）計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 報告第8号 第4期大宜味村障がい者（児）計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について

第4期大宜味村障がい者（児）計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第4条の規定により報告する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

- 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（宮城 敦） それでは報告第8号 第4期大宜味村障がい者（児）計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について、計画の概要を説明いたします。

第4期大宜味村障がい者（児）計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の冊子をごらんください。

本計画は、前計画の基本理念、共に支え合い、共に生きる地域社会を継承し、誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って笑顔で暮らせる共存する社会の実現を目指して、第4期大宜味村障がい者（児）計画と第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を一体的に作成しております。構成といたしましては、表紙をめくっていただきまして目次がありますが、目次のとおり第1章から第7章までの構成となっております。

1ページから8ページの第1章においては、計画の策定に当たってといたしまして、計画策定の趣旨、計画の位置づけ等を掲載しております。

なお、本計画の期間としましては、表紙のほうにもありますが、7ページ、第4期障がい者（児）計画が令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画につきましては、国並びに県の計画期間等に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となっております。9ページから34ページの第2章においては、障がい者の現状といたしまして、各種障害者手帳の所持状況と前計画の評価、課題等を掲載しております。

35ページから37ページの第3章においては、第4期障がい者（児）計画の基本理念及び基本視点から、3つの基本目標を設定しております。

38ページから51ページの第4章においては、施策の展開となっております。基本目標1、人、社会参加の充実では、障がいのある人が社会参加しやすい支援環境づくり等の取組、43ページの基本目標に暮らし、障がいのある人が安心して暮らせる村づくりでは、障がいのある人が日常生活を営む上で危険が少なく、在宅での生活を維持できるよう、暮らしやすい環境の整備を中心とした取組、48ページの基

本目標3、地域、理解と交流を育む意識づくりでは、地域における障がいに対する理解を深め、共に支え合うことができる村づくりを目指して取り組む目標の設定をしております。

53ページから84ページの第5章においては、障がい福祉計画、障がい児福祉計画となっており、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、成果目標や各種サービスの見込み量等を設定しております。

85ページから86ページには、計画の推進体制、87ページから110ページまでは資料編としてアンケート調査及びヒアリング結果を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

以上で概要説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第9号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第24 報告第9号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第9号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率について

令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第10号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第25 報告第10号 令和5年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第10号 令和5年度決算に基づく資金不足比率について

令和5年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

令和6年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎意見案第3号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第26 意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用

できる制度拡充に関する意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月12日

大宜味村議会議長 大城佐一 様

提出者 大宜味村議會議員 吉浜 覚

提案理由 昨今の全国的な保育教諭不足は、本村においても例外ではなく、保育教諭の確保が厳しい状況にあり待機児童を生み出しています。応募がないとの理由としては、待遇面、僻地という地理的条件や様々な要因があると思われませんが、なかでも本村で住居を確保することが困難な状況であります。保育教諭の確保をして待機児童の回避をする必要があり、保育教諭の確保をすることにより、待機児童の回避をすることができます。大宜味村字根路銘に所在する沖縄県管理の教員住宅において、村保育教諭等が利用できるよう制度拡充を速やかに求めるために本案を提出します。

沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書

大宜味村では、これまで小学校に併設されていましたが4幼稚園と2保育所が所在し、それぞれが乳幼児保育及び教育を担っていましたが、全国的に地方における過疎化は本村においても例外ではなく、小学校では複式学級等を解消する施策として百年以上も地域に根差していた小学校と幼稚園が統合しています。令和2年4月に保育所と幼稚園が一体化した幼保連携型認定こども園が開設したことによって、村唯一の「幼保連携型認定こども園」、「小学校」、「中学校」として現在に至っています。

本村では、「人材を以って資源と為す」の村是を指標とし、幼児児童生徒一人一人の「学ぶ意欲(チャレンジ精神)」を向上させ、自己実現(自立)への基礎を培うことについて地域あげて人材育成の取り組みを推進しているところです。

しかし、昨今の全国的な保育教諭不足は、本村においても例外ではなく、保育教諭の確保が厳しい状況にあり待機児童を生み出しています。応募がないとの理由としては、待遇面、僻地という地理的条件や様々な要因があると思われませんが、なかでも本村で住居を確保することが困難な状況であります。本村の人材育成を充実させていくには、保育教諭の確保をして待機児童の回避する必要があります。

つきましては、本村の人材育成を充実させるには、保育教諭の確保をすることにより、待機児童の回避をすることができます。大宜味村字根路銘に所在する沖縄県管理の教員住宅において、本村保育教諭等が利用できるよう制度拡充を速やかに実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月 日

国頭郡大宜味村議会

あて先、沖縄県知事、沖縄県議会議長

○ 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎意見案第4号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第27 意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書
上記の意見案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月12日

大宜味村議会議長 大城佐一 様

提出者 大宜味村議会議員 吉浜 覚

提案理由 近年、全国的に沖縄県立辺土名高等学校自然環境科の特異性やサイエンス部の活躍は、県内外から注目を集めていることから、県内の中南部地域や全国各地から当校に受験をする生徒が合格をしても、当校の寮や近隣地域での下宿等が確保できない事情があります。やんばるの自然を守り活かすための人材育成を全国的な教育の機会均衡と捉え、人材確保や教育水準の維持向上を推進していくには、当校寮の増築を速やかに求めるために本案を提出します。

沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書

昭和22年6月13日、辺土名高等学校は田井高等学校から独立して現在の敷地（大宜味村饒波2015番地）に移転しています。平成13年4月に環境科が新設され、令和4年4月から自然環境科へ名称を変更しています。当校は沖縄県北部の通称「やんばる」と呼ばれる世界的にも貴重な野生生物の宝庫である緑豊かな自然環境に恵まれた場所にあります。自然環境科はやんばるの自然を生かして「沖縄の自然」や「環境調査法」等を学んでいます。生徒は明るく素直な子が多く校訓である『誠を以って己を維持し、愛を以って人に接し、勇を以って事に当たれ』の精神で学校生活を送っています。

近年、全国的に自然環境科の特異性やサイエンス部の活躍は、県内外から注目を集めていることから県内の中南部地域や全国各地から当校に受験をする生徒が合格をしても当校の寮や近隣地域での下宿等が確保できない事情があり、やむを得ず名護市内に所在する名護市県立高等学校北部合同寄宿舍「さくら寮」に入寮し通学する生徒もいます。

平成28年9月にやんばるは、「やんばる国立公園」に指定されています。また、令和3年7月には「世界自然遺産」に登録がされています。さらに、今こそ「自然とはどんなものか」を学び、私たち人類と自然との関係を見直す必要があります。豊かな自然を未来に継承し、世界の発展に寄与する拠点として「国立自然史博物館」を沖縄に誘致する展開をしています。そのため、やんばるに所在する当校が全国的に注目されるようになり、入学希望者が益々増えると推測されます。入学した生徒が学習や部活動が充実するには、通学時間などの制約から解放された受け入れ態勢が求められています。

つきましては、やんばるの自然を守り活かすための人材育成を全国的な教育の機会均衡と捉え、人材確保や教育水準の維持向上を図るためには、沖縄県立辺土名高等学校寮の増築が不可欠と認識をしますので速やかに実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月 日

国頭郡大宜味村議会

あて先、沖縄県知事、沖縄県議会議長

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時31分)

令和6年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和6年9月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年9月13日 午前10時00分)

散 会 (令和6年9月13日 午後2時38分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、発言を許可します。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

- 議長（大城佐一） 初めに9番 平良嗣男議員の一般質問を許可します。9番 平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） おはようございます。

2点ほど一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、ローソン前交差点の安全確保についてお伺いをいたしたいと思っております。

令和5年11月24日に開催された、子ども議会において4年連続、信号機の設置の要望を受け、国道事務所側において信号機に代わる注意喚起を行うため、カラー舗装や車の速度を無意識に下げるドットライン等の工事で対策を行っているところですが、悲惨な事故が起こる前に信号機の設置が必要だと思っております。しかしながら、いつになったら信号機が出来るのかは分からない状況であることから、村において、信号機の設置が出来る間、何らかの対策は出来ないものかと考える次第であります。結の浜からローソン側の国道へ合流する際に、大変見通しが悪く、送り迎えをしている保護者をはじめ、多くの村民からどうにか出来ないかとの声を聞いております。

そこでご質問いたします。

1. 夏まつりの際に駐車場として使用している村有地の記念植樹されている方の土手を削って見通しを良くすることは可能なかどうか、お伺いをいたしたい。

2. 他に村の方で行おうとする対策があるのであれば、そこら辺を示していただきたい。

以上2点についてご質問いたします。

そして2点目に、大宜味村こども園の利用者負担についてお伺いをいたしたいと思っております。

幼児教育・保育の無償化の主な経緯として令和元年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しております。同月において幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布がなされ、3から5歳児クラスの無償化が行われているかと思えます。

そこで、0歳から2歳児クラスにおける利用者負担において、住民税非課税世帯などは無料だと思えますが、住民税課税世帯における負担が、近隣市村を見ると国頭村は、令和6年度より無料化、名護市も同様でございます。東村においては満3歳未満保育認定子ども園で最高額ひとり1万円となっております。

一方本村においては、最高額ひとり4万5千円と大きな差があり、子育て世代の皆様からの不満の声が日に日に大きくなっているように感じます。

村長の考えとして、子育て支援の観点から、どうお考えなのか。

ご質問したいと思います。

1. このように、近隣市村同様に3歳未満の利用者負担の無償化等は出来ないか。
2. 給食費においても同様な処置が出来ないか。
3. 一時預かりにおいての考え方はいかがなのか。

この3点についてお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

夏まつり駐車場として使用している村有地については、議員もご存じのとおり、ルートインホテル用地として貸し出すこととなっていますので現段階では厳しいと考えています。

他に村のほうで行えそうな対策はないかということですが、現在のところ、他の対策というものは持ち合わせていませんが、県には今後とも信号機設置については粘り強く要請していきたいと考えています。

2点目の質問ですが、国の子ども子育て支援法に基づき、子ども一人一人について教育・保育給付認定を行い、利用者負担額を決定しているところです。無償化又は上限を定め実施となると財源の確保というものが課題となってきます。その辺も含め考慮し検討してまいりたいと思います。

次に給食費においても同様な措置ができないかということですが、先ほどの質問と同様になりますが、給食費においても財源の確保が課題となっていることから、一緒になって検討してまいりたいと思います。

次に一時預かりにおいての考え方はどうかということですが、一時預かり制度は、保育・教育給付認定で定められた以外の子どもに対する教育・保育の提供です。利用できる基準を条例で定めています。近隣市町村の状況を聞くと、一時預かりを無償にしたことによって、利用する保護者が増え、保育士が不足し大変苦慮しているとのこと。本村も正規職員の年度途中の退職や休職等に保育士不足が続いています。一時預かりを無償化することによって、園の運営を逼迫することが想定されることから一時預かりについては、これまで通り、利用者負担としていきたいと考えています。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 私が一般質問を提出する前から、この1番目のローソン前交差点の安全確認についての掘削について出したところ、恐らく皆さん方はルートインということで来るだろうと、これは前から見越しております。

しかしながら、今、皆さんもよく御存じのように、大宜味小中学校の体育館、あれはものすごく面積も広く利用しやすい。そして駐車場がある。駐車場が広い。またはちょっと前に行くと公園がある、そしてローソンがある。そういうことで3村の小中学校のバスケット北部大会、そういう中でその皆さん方が大変喜んでいて。なかなか今帰仁村やあちこちへ応援に行っても駐車場がない。しかしながら、大宜味の場合はものすごくいいんですね、そういう環境が。そこでその皆さん方が一番困っているのが、帰りがけに結の浜から出る際に大変見通しが悪くて、交通面で大変怖いと。これはものすごく訴えているんですね。そこら辺をルートインが先なのか、あなた方よ、考えてみなさい。住民の生活、安全安心、これが優先じゃないですか。これは私、結局、ちょっと言い忘れたんだが、その結の浜の活用がものすごくいいんですよ。その中でちなみにですね、このこと言って申し訳ないかもしれない。ちまたで、今

結の浜に沖縄県の大手企業が、名前は言いませんよ、分かるんだけど。そこがいわばスーパーをつくりたい。そういう話もちまたで聞いているんですよ、私は。そうすると、なおさら国道への出入りが大変厳しくなる。大変危険である。そういう中で住民の安全安心、そしてそこを確保してやるのが行政の力、仕事ですよ。私の選挙のモットーであるのだが、隅々まで日の当たる明るい村づくり、そこらまで目指さないといかんと思いますよ。

そこで、私からちょっと提言したい。質問も含めて提言したいと思います。現在、村道結の浜の南口から国道へ出る際に停止線を国道がつくっていますよね、引いていますよね。その前に遊歩道みたいなものが造られています。この停止線から全く見えない。そこをどうするかということなんです。これは今、停止線の位置から右側の埋立地の盛土、土手の影響で国道向けに走行する車の状況確認ができない。視界が悪いわけです。そこで支障があるたびに、私から皆さん方に申し上げたい。埋め土の一部を掘削して視界を広げて、安全対策を施したらどうかと思っているわけです。先ほど村長からあったルートインのためにこれはできませんと言うだけけれども、私はね、これをさ、私が皆さんに図面出しているでしょう。これね、今、敷地の北側、国道沿いの北側、幅員7メートルの幅から高さあっち1.6メートルあるんですよ。そして南側、あちは幅員1メートルを取って、高さ1.2メートルあります。その距離が75メートルあるんですね。そこを掘削することによって見通しがものすごくよくなる。これそうすることによってどれだけの土のあれが体積が出るかというと、420㎡ぐらい出るんですよ。いわば10トン車、あれを10トン車に10トンそのまま載せるわけにはいかないから、9トン800ぐらい載せて、900でもいいですよ、載せて。そうすると76台分あるんですよ。これはやろうとしたらすぐできる。業者は頼む必要全くない。役場の職員で重機の免許を取っているのが4名ぐらいいるでしょう。そこにベテランがおりますよ。その皆さん方がやると1日、2日でできる。これは別に埋立地に運ぶ必要もない。今の場所にならしていく。そうすると、なおさらきれいになる。そういう考えはでないかということです。ルートイン、村民の安全、どれが大事ですか。僅かな距離ですよ、これ。これだけの距離でルートインが何やかんや言うたらおかしいんじゃないですか。そこら辺もう一度検討をお願いします。答弁お願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） 先ほど村長から答弁もありましたが、ルートインのほうともこれまでこの土地について使用する方向で検討してきたところもありますので、村の方でオーケーということも、まだ話もしていない状況ですので、この辺できるのかできないのかというのは話もしてみないと、こちらですぐ、村として決めればできるかもしれないんですが、何も相談しないというのは、さすがに今までの経緯もありますので、それが大丈夫なのかというのは今後検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今ね、この僅かな幅だよ、これだけで支障来すのか、ルートインが。これはおかしいんじゃないのか。これだったらルートイン大宜味村に入れる必要はないんじゃないの。僅かな距離よ、幅。これをルートインが支障を来すなんて、とんでもないと思いますよ、私は。村民の安全安心、これを優先するのは行政なんだよ。そこをちゃんとやらないと、ルートインが先なのか。村民の安全が先なのか。ここに住んでいる村民の日頃の生活の中で、やはり安心して住める、安心して結の浜地区で皆さん生活している。そして子供たちの送り迎えしている。また、利用している皆さん方がたくさんい

るんですよ、そこを。その皆さん方が安心して通れるようなことを考えて、皆さん方は業務しないといかないんだよと思っていますよ。先ほどから言っているように、これは役場は毎年重機使用料というのを計上しているわけだから、役場職員がこれはすぐできる。そこら辺もっと再度検討してやってくださいよ。これルートイン、ルートインしたら笑われますよ、あなた方。人間の安全安心が一番優先なんだよ。そこらを考えてやっていただきたい。再度お伺いしたい。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 御指摘の用地につきましては、ルートイン側と以前から調整して、ルートイン側もこの用地を利用するという前提で計画が進められております。そのような中で、そういう状況であるということであれば、ルートイン側とも調整して理解を得ながら対応してまいりたいと思いますし、引き続きまた信号設置についても村としても県のほうに強く要請させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 私は、これを今掘削するにおいて、先ほどから何回も申し上げているのだが、これは早めにやって、これは役場職員ができることだから、業者などを使う必要はない。これは役場職員がやることによって、役場職員はよく頑張っているなど。皆が見ますよ、褒めますよ、そういうことをやってください。私はそこを願っています。もう何度聞いても同じルートインのことしか返答はないと思いますので、これで終わりたいと思いますが、とにかく早めに検討してやってください。大きな事故が起こってからでは、これでは済まないですよ。本当に怖いですよ。私は毎日ここを通るときには、心の中で大きな事故がないようにといつも願っています。本当に怖いです。うちの前区長が前に大変なことに遭ったんですよ、そこ。そこがよく分かるから今言っているんです。そこら辺をもっと真剣に考えていただきたい。一応これでこの件は終わりたいと思いますが、残り時間も少ないですから、2点目のほうに行きたいと思います。

こども園の利用者負担についてお伺いしたい。これは本来だったら教育長にも本当は申し上げたいんですが、なぜ私が教育長にやっていないかという、これは村長の姿勢、これを正すためにやっている。だから教育委員会は何も言う必要ないです。

そこで、住民税課税世帯については、本村の自主財源を賄う大切な住民でありますよね。また、今後の未来を託す子供たちは次世代への宝物であります。子育てに対する支援を含み、よりよい環境がつけられるようなめどがないのかどうか。そこら辺を対策としてやっていけたらと、近隣地域からうらやましがれるような対策を取ってもらいたいと思いますが、村長、再度この件をお伺いしたい。なぜか、我が大宜味村は——大宜味村だけじゃない。全体的に各市町村、全国もそうだが、特に我が村も3,000名を割って人口減になっている。いわば少子化、高齢化そういう中において人口減が激しくなりつつある。その中でやはり給料をいただいて、ちゃんと税を納めている皆さん、その皆さん方が村から出ていくと、お互いの交付税、そして財源、そして子供たちの減少につながったら、学校であろうと、幼保であろうと大変だよと思っていますよ。そこで、活力あるような、そういう地域をつくるためには、やはり村長の姿勢、それが問われるわけです。そこら辺を村長はどのように今後やっていこうかというような思いがあるのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

子育て支援と教育の充実は、村の最も重要な課題の一つであると思っていますし、子育ては家庭だけ

ではなく、地域全体、社会全体で育てていっていかねばならないというふうに思っております。最近、経済状況、社会状況で非常に保護者の負担感があると思います。他の近隣村が無償化だから云々じゃなくて、大宜味村としても子育てしやすい村というふうな取決めがぜひ必要だと思っておりますが、財源等の問題もありますので、今後無償化については検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 何事においても、村長これは前から私がこの件でも一般質問をやっているんですが、みんな財源が伴うわけですよ。財源が伴う、そこは厳しい財源の中でいかに皆さん方が工夫して、やっていくか、これが長の仕事ですよ。そこら辺を村長が自分の姿勢をもってこうしてやるんだと、やっていくんだというふうなことをちゃんとやらないといつまでも同じことになるんですよ。厳しいのは厳しい。その中で各市町村やっているわけですよ。これをやりくりしながら。そこでもね、本当に結局皆さんは大変だが、特に財務課長などは大変だと思うんですよ。だけどこれを工夫しながらやらないと、いつまでも改善できませんよ、何でも。そこら辺を長たるものは、やはり自信を持ってやらないといけない。そこら辺をちゃんとやってもらいたい。そこら辺を期待しておりますが、最後何かあればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 議員御指摘のとおり、子育てのために無償化、本当に真剣に取り組んでいかねばならない問題でありますし、村としても無償化に向けて、財政状況とまたいろいろ見ながら、無償化に向けて検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で9番 平良嗣男議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（大城佐一） 次に1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） おはようございます。

令和6年大宜味村行政全般と村長の政治姿勢についてお伺いいたします。

①令和5年12月定例議会、令和6年3月定例議会の一般質問で『福祉拠点整備事業について、国の補助事業等は国とのパイプ役が必要だと聞いている。』と伺いました。令和6年1月12日（金）、村長は沖縄市市民会館での自由民主党沖縄第3選挙区新春の集いに参加しました。集いの最後に、壇上で『今年の選挙・必勝の為ガンバロー三唱』がありました。村長は、壇上に上がり右手こぶしをあげガンバロー三唱を行いました。私も含めて周りの方々は自由民主党公認候補者への村長の支持・推薦だと考えました。今年中に行われるであろう総選挙（衆議院解散・選挙）において、村長は島尻安伊子代議士を支持するの伺います。

②大型宿泊施設誘致調整業務について伺います。

『結の浜に大型宿泊施設を誘致することにより、村内での長期滞在型観光の充実が図られる。村内雇用の創出・定住人口の増や地域振興にも大きな効果が期待できる。』との事業内容である。

『R4年12月、R5年4月・8月・10月に大型宿泊施設誘致等に関する地域説明会を実施。ホテル事業者と基本協定書締結に向け調整中。』とあった。令和6年3月定例議会、私の一般質問への返答は『ホテル事業者側との調整は、11月21日に協定締結や進捗について、私自ら連絡し、状況を確認させていただいた。12月25日に別事業の要請を行うため東京に行ったときに、事業者本部を訪問し、社長、専務に対

応していただき、直接現状を伺いました。その他、設計に関連すること、協定内容に関することなど、担当課において、事業者側の担当と調整を進めております。』『進捗状況確認のため6月19日にルートインホテル東京本部に出向き状況確認を行う予定です』以上が3月・6月定例会一般質問に対する答弁でした。現況はどうなっていますか。

③大宜味村海浜条例制定について伺います。

令和5年12月定例会一般質問答弁書の中で『村における条例制定は必要性ないものと考えているが、結の浜海浜公園の整備にあたり、結の浜公園の設置及び管理に関する条例の整備を予定しております』と答弁しています。現況を伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

最初の質問ですが、政局が流動的で、選挙の日程も定かでなく、また候補者もはっきり出揃わない中、だれを支持するのか現段階ではコメントできません。島尻安伊子代議士とは、私が村長に就任以来、要請行動や会議等において、内閣府や国会議員会館等を始め、県内外で幾度となくお会いしてまいりました。北部地域の振興発展にご尽力賜り、心から感謝し、敬意を表しております。引き続き北部地域や沖縄県の振興発展に頑張りたい人物であります。今後とも良好な関係を築いていくことは重要だと考えております。

次、②ですが、6月19日にルートインホテル東京本部に出向き、社長及び専務と面談を行っております。ルートインホテルとしては、物価高騰の影響や能登半島地震を踏まえた対策を行うため、計画の見直しを行っている状況だと伺っております。

③の海浜公園の設置及び管理に関する条例については、令和8年度のオープンに間に合うよう、来年中には制定したいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、①について再質問いたします。

村長のほうは任期4年の2年半数を過ぎようとしています。村長選挙での公約の進捗状況はいかがですか。それと宮城功光前村長の行政手腕をどう評価されますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

選挙公約については、すぐにできるものと、そうでない長期間を要するものがありまして、公約のほうは既に達成したものもありますし、これからまた公約実現に取り組んでいかなければならないものもありまして、2年やがて経過しますが、一つ一つ公約実現のために頑張りたいと思います。現段階では公約も何点かできているものとの認識です。

それから前村長の行政手腕につきましては、村民が選んだ村長でありますし、この手腕は、私は高く評価しているし、見習うところは見習って、また私の行政に生かしていけたらとそういうふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 宮城 貢議員、通告に従った質問をお願いしたいと思います。先ほどの質問は通告外になるおそれがありますので、この辺は気をつけて質問してください。

（「行政全般ということで……」と呼ぶ者あり）

- 議長（大城佐一） ①ですからね。
（「選挙姿勢も関係します」と呼ぶ者あり）
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 令和5年3月の定例議会、一般質問の中で首長選挙の当選後、支援者だった人が利害関係者として現れると私のほうは意見を述べました。そういうことはありませんか。
（「休憩」と呼ぶ者あり）
- 議長（大城佐一） 宮城 貢議員、もう少し質問の内容を詳しく伝えてください。
- 1番（宮城 貢） 個別じゃなくて、そういう事例があったのかどうかだけで。
- 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時35分）

-
- 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時37分）

-
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
 - 1番（宮城 貢） では、②のほうの再質問に行きます。

地域説明会は、令和4年12月、令和5年4月、8月、10月の4回実施しています。特に令和5年8月24日の説明会では、参加者は村内119名、村外7名でした。テレビカメラは3台、新聞記者は2台以上の取材が来ていました。結の浜海浜整備事業について、反対者発信のニュース報道、新聞記事によって多くの村民が危機感を持って参加しました。サイレントマジョリティという言葉があります。日本語では、静かなる大多数、声なき声、物言わぬ大多数とあります。取材に来た報道機関は聞いていた反対者発信の内容が村内の情勢と違うとしてニュース報道を控えたものと思われま

す。では、質問のほうに入りたいと思います。村行政に対して、説明会の開催を求める要求はありますか。

- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

住民の一部団体からは説明会の開催について要望等は何度か来ている状況でございます。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 答えられるかどうかなんです、この事業に対しての情報開示請求は何回ありましたか。
- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。
すみません、件数のほうは覚えていませんが、何度か来ている状況です。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 対応はどのようにしていますか。来庁前に連絡はあつての来庁ですか。
- 議長（大城佐一） 総務課長。
- 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

うちの係長のほうに連絡が来て、そういった開示請求なり、その辺の要請の対応をしているところで、事前に連絡などもあります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 実は、私のほうで懸念していた件で、令和5年12月定例議会のほうでも問い3として、村行政には庁議がある。ダブルバインドにならぬよう行政を進めていくことが大事。懸念は、村長は行政マンだが政治家でもある。選挙のときの支援者を優先することはないか。ということで、村長の答えとして、選挙で支援した方々を特に優先する考えは毛頭ないという返事はいただいております。一番懸念するのが、今ちまたで言われているパワハラ関係ですね。パワハラ関係で、カスハラと言われますカスタマーハラスメント、そういうこともないのか行政のほうでどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えいたします。

パワハラ、カスタマーハラスメント等に関しては、受けているという認識はございません。正式に文書開示請求等、手順に沿って申入れも受けておりますし、こちらの文書等に関しても手順を追ってやっていますので、問題ないと思っております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ではお聞きします。

窓口のほうに見えてそれをやるとしたら、それは副村長、村長のほうにもそういうことがあるというのは報告を受けておりますか。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えいたします。

この情報開示請求につきましては、総務課のほうで窓口がありますので、順次各担当、課長、副村長、村長と決裁を得て、このような情報開示請求が出てきているというのは瞬時に分かるようになっております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 開示請求のほうはそういう流れの中でやったとしても、説明会の開催ですね、それに対してはどのような形で、口頭ですか、文書とか何かあつてのものですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 要請文なりその辺に関しては、口頭ではなく必ず文書でもって提出してもらって、こちらとしても文書のほうで回答させてもらっています。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） それは説明会の開催に対してですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

要請に関しましては、説明会の開催の要請もあれば、この事業に対しての質問だけの場合もありますので、必ずしも全部が全部説明会の要請ということではありません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 文書でいただいて、その回答、返答というのはきちんとされていますか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

きちんと回答しています。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 行政のほうとして受けた日付から回答日までは何日以内とか、1週間とか2週間とか、そういう決めごとはありますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

情報公開請求に関しては2週間以内ということで基本やっております、通常の要請等については、相手方が回答期日をこの日までというのを決めて出してくれていますが、大体1週間から5日の期限で回答の要求があります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、カスハラに関して、今、受けているということはないということでの副村長の返答でしたが、今後ですよ、公務員の方の辞職、県の職員とか一般職の方の、あります。だからダブルバインドという私のほうでテーマというのは、つまり担当者とか若い人たちの流れの中で、上の人からの指示あたりがきちんと、ダブルバインドになっていないのかどうかとか、特に相手から過度な要求とか、受け手において結構変わると思うんですよ。だからこのことに対する対応のほうのまとめは行政のほうで早くやったほうがいいかなと思っています。私のほうに資料の中で、行政に対する過剰な要望、要求に関する対応要領というのがありまして、この中で職員と職場環境にダメージを与える状況を可能な限り回避して、問題解決に向けたエネルギーを浪費させないようにする。そうした役割を果たすものだ。あと、実は大事なところが過剰な要望、要求に向かう意味の基本姿勢として、過剰な要望、要求を行うものは一方的に役場を糾弾し、今後の交渉を有利に進めることを目的としており、説得を試みても理解される可能性は極めて低い。結果として、話合いがあれば、話合いが平行線の状況にとどまってもやむを得ない。でも一番大事なことは、全職員が丸となって対応するというので、あと報告関係も上司のほうに上がっていくという形、早めに上司のほうで、特に副村長あたりがそういうのをまとめているのであれば、それは大事なことかなと思っています。そういう状況も十分対応するような形を行政側としては取らないとできないんじゃないかと思っています。このことに対しての対応要領あたりというか、それを行うということは何か話は出ていますか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

今現在、カスハラとかそういったハラスメントに係る対応要領というのは、こちらで特に定めておりませんが、やはり昨今ハラスメントというのがいろいろ全国的に起こって、公務員での離職とかその辺も増えている状況にもありますので、我々大宜味村としてもそういったハラスメントに係るマニュアル、要領というのは必要性を感じているところなので、その辺はきちんと今後定めていければというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では③です。令和5年、去年12月の定例会で海浜条例について伺っております。当初県の海浜条例があるので、村における条例は必要ないと村長のほうは当初返答しております。私のほうで再度地元住民とのトラブルが多々あり、警察に通報しても取り締まる法律がないとして、地元住民が泣き寝入りする状況があった。対策のためにも条例の制定は必要だと思うという再質問をしました。

それに対する、課長から、福地 亮企画観光課長のほうは、議員が指摘した問題が発生するのだろうということから、海岸条例で海浜条例としての整備を定めていくべきなのか。また今回海浜公園を整備するために海浜公園の設置及び管理に関する条例として整備をして定めていくべきか等、検討させてもらいたい。勉強させてもらいたいという返答は来ております。今の状況、どのように進めておりますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

まず、一般的に海岸条例というのは、村の海岸全域に関して海岸の保全だとか、利用に関する一般的なルールを定めるものでありまして、私どものほうといたしましては、この海浜公園のエリア内、この場所だけについて制限を行えばいいという認識で今考えておりますので、こちらについて今回上げさせていただき予定になっています海浜公園の設置及び管理に関する条例のほうでそういった制限も入れて、制定していきたいと思っています。この条例については、先ほど村長からも答弁のありましたように、来年中には制定をしたいと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員、その前に宮城 貢議員、名前を指すときは役職名だけで、固有名はなるべく避けるようにしてください。1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ちょっとお聞きします。

じゃあ、海岸条例の予定はないということでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今、ほかの市町村では海岸条例もあって、海浜公園条例もあるというパターンのところもあるかとは思いますが、今大宜味村としては、私ども企画観光課のほうでは海浜公園の設置及び管理に関する条例のみで賄える範囲なのかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） じゃあ、県の当初に海浜条例というか、ありました。それ以降に恩納村とか渡嘉敷村、あと宮古島市あたりの海浜条例については、このほうは確認しておりますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

一応、ウェブ上で条例のほうが載っておりましたので、そちらのほうは確認しております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） じゃあ内容は知っているということであれば、ほかの地域はそういうのがあるんだが、大宜味村は必要ないということはどういうことでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほども申したように、海岸条例というのは村内基本海岸の全域に対して一般的なルールを定めるものとなっております。幾つかビーチがあったり海岸として利用できる場所が多いところであれば、海岸の条例のほうも必要な場合もあると思いますが、大宜味村としては結の浜海浜公園だけの制限等を考えておりますので、こちらの中で行為の制限等の文言を入れることができますので、そちらで対応できるのではないかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) じゃあ今後、海浜条例の範囲内ですね、あと塩屋湾の再開発というか、何か行事があれば、塩屋湾とか、あと根路銘海岸とかがあったら、何か問題が出ないとその地域は海岸条例は条例として起こさないということですか。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

先ほど議員からもお話がありましたように、沖縄県のほうでも海浜公園条例等も制定されております。全体のものとしては、村としてはそちらの中に入っているものという認識でやっておりますが、今後村内全域として海岸のほう、いろいろ制限行為とか禁止事項とかを定める必要があるということであれば、海岸条例のほうも必要かとは思いますが、今現在、私ども整備しております結の浜海浜公園については、この海浜公園の設置及び管理に関する条例のほうで賄える範囲だと考えております。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 分かりました。

指定管理者についても進めておられるということでしょうか。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

指定管理のほうも海浜公園の設置及び管理に関する条例と併せて、遅くとも来年夏頃にはできたらというふうに今のところ考えております。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) 来年の、令和7年の夏頃ですね。当初の村長からの答弁で、来年度中に制定したいという考えというのは、年度なのか年なのか、大体今言われたような、令和7年の夏と捉えてよろしいでしょうか。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

村長の答弁のほうは来年中という答弁になっております。来年の夏頃ということでの意味で、今のところそういう答弁となっている状況です。

○ 議長(大城佐一) 1番 宮城 貢議員。

○ 1番(宮城 貢) これからもいろんな事業が担当課のほうであると思います。頑張ってもらって大宜味村の村政の発展のために頑張ってください。よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長(大城佐一) 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 議長(大城佐一) 次に4番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4番 大山美佐子議員。

○ 4番(大山美佐子) 一般質問を始める前に、喜如嘉バス停の件のお礼を言いたいと思います。

喜如嘉区民は喜んで、利用者ももちろんみんな喜んでます。バス停留所があまりにもきれいで、この椅子も長く、大勢座れますので、見る人が座ってみたいという気持ちになって、うちの区長をはじめ区民8名で、バスに乗る方もいたんですけども、8名でしっかりと御願しました。喜如嘉バス停、完成ありがとうございます。

では、一般質問を始めていきたいと思います。

以前から何度も質問している「コミュニティバス」の件について伺います。

まず、大宜味村としての考え、代替案など、現在の進捗状況を伺います。

大宜味村の高齢化率は41.6%と高い比率を占め、10人に4人は65歳という状況です。老いは誰にでも来るものですが、人は人として尊厳を持って豊かな人生を送りたいものです。

しかし、大宜味村では、孤立して生活している高齢者が増え、声なき声が放り出されているような現状です。特に山間……。

○ 議長（大城佐一） 大山美佐子議員、今のは通告書にはない質問でありますので、通告のとおり質問をお願いしたいと思います。

（「すみません、進捗状況を伺います。」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

当初内閣府の補助メニューを活用して調査・実証などを行うことで考えていたところですが、近隣の観光協会が行おうとしている地域公共交通計画があるとの情報を得たので調査を行いました。また、本村が委託し社協が行っている買い物支援や外出支援事業に対する聞き取り調査なども行ったところです。近隣が行おうとしている新たな公共交通については、主に観光客をターゲットにしたデマンド交通ではありますが、本村としても近隣のような公共交通の運行が交通弱者や観光客等に対応できるのではないかとということで、導入できないか考えているところです。また、福祉有償運送運営協議会設置要綱の見直しの検討を現在行っているところです。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 先ほどはすみませんでした。

大宜味村は、今非常に高齢率が高いです。10人に1人が65歳以上となっています。今、大宜味村では孤立している高齢者が増えています。声なき声で放り出されている現状があって、特に山間部の押川地区は65.3%とほとんど高齢者です。

国頭村において、試験導入で今ゼロ円の設定バスが運用されて、自分が行きたいところまで行って、とても住民に喜ばれています。前にもお話しましたが、大宜味村を支えてきた方の現状は悲惨に思います。私が、ここ6月以降に聞いた声です。田嘉里地区から80歳の高齢者が国頭村浜まで徒歩で行き、荷物を持って行き来して、送迎車があればいいなと思っている。また、運転免許証を返納した人が目に留まるくらい多く、今病院には外出支援を使用しているが、出かけていきたい場所によっては該当しないとか、ケガをして運転できないので社協にお願いしたら、介護申請していないから対象外と言われたり、また江洲に住んでいる方が、息子が仕事したら人気のないところなので、ずっとおうちにいるとか、彼女も車を返納しました。近所の方に気兼ねをしながらまた用事に行く。隣近所の人をお願いして、ちょっとまた年寄りとお金払いながら行くという。この切実さの思いを聞いて、村はどう考えるか伺います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

議員御指摘のとおり、やはり大宜味村としては高齢者比率も高いというところで、そういう交通弱者と言われる方も多いのではないかと思います。その辺を村としてもどういうふうにサポートしていく

か、解決していくかというのは、また今後の課題ということでも村としても考えているところですので、そこは先ほどにもありますように、コミュニティバスに代わる何かしら対応をしていくということで、今検討しているところです。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 検討しているということで、とても喜んではいますけれども、あまり進まないという感じですが、この通りで私が話を聞いたのが、喜如嘉に議員もなさって90過ぎた方が返納して、また彼女も返納したとか、この通りで、大兼久も夫婦が返納して、根路銘でも夫婦が返納して、元農業委員で頑張った根路銘の方も、何名か、最近この5、6、7、8月のうちに聞いたわけですけど、コミュニティバスが運用されたら出かけることが多くなり、元気を保つことになります。例えばビジターセンターまで買物をして、知り合いができ、「また次ね」と約束したり、ほかの地区が開催している公民館事業ですね、100円、200円食堂とかそういうのもあったらそこまで参加することができ、村内に、友達に会えることになります。またタクシーをすぐ呼ぶことができない。村内に民泊していて、すぐタクシーを呼ぶことができない。観光客の利便性も図れます。何よりもどこにも気兼ねなく行きたいところに行くことができるという自由がコミュニティバスにはあると思います。

大宜味村は長寿の村として世界に広く知れ渡り、高齢者を大事にしているというイメージが他市町村の方々はずごく思っていますが、現状皆様の声を聞くとそうではないことに心を痛めます。また補助事業で、先ほど村長がも言っていましたけれども、補助事業を取り入れて実施できそうな話もあったと聞いています。大宜味村型と、大宜味村に合ったコミュニティバス早期運用をお願いし、再度村の見解を伺い、質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

議員がおっしゃっているコミュニティバスというのに必ずとられるところでは、私どもは思っていないので、先ほど村長のほうから答弁もありましたように、デマンド交通という、近隣の市町村が行おうとしているそういったデマンド交通も、やはり村としても合致するのではないかというふうに考えているところなので、再度調査した上で、その辺の導入の検討を図っていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前11時06分)

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 一般質問を始める前に、通告書に誤字がありますので、訂正をお願いしたいと思います。1の(2)、生態のセイタイが人間の体の「生体」になっていますが、環境の「生態」に訂正お

願います。では、始めていきたいと思います。

1. 防災・環境について。

(1)結の浜地区大型宿泊施設業務、結の浜海浜整備事業及び地域水産物供給基盤整備事業の計画の実行性や周辺環境等への影響の関連性の説明が不十分である。村財政、事業効果の信憑性や災害対策や事業計画の進捗状況はどうなっているか説明を求める。

(2)本村では、海岸の浸食及び護岸崩壊や河口閉塞が生態の攪乱や住民に被害を及ぼしている。漁港航路浚渫、沖合での砂利採集や人工ビーチによる影響が推測される。大兼久沖合での砂利採集は、年次ごとの採集量はいくらか、原因究明と対策はどうなっているか説明を求める。

(3)村は「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」の制度を活用し、県と調整して事業を推進している。事業を周知する趣旨で喜如嘉区住民等を対象とした事業説明会を開催してもらえないのか。また、村の崩落地を村が積極的に対策をすべきだと認識するが説明を求める。

2. 地域活性化について。

(1)村は、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例を制定し、村公有財産規則第3条に基づく土地及び建物の行政財産台帳に記載された公共用財産である。公共財産は住民の利用させる財産であるのに関わらず、普通財産貸付契約書を株式会社フードリボンと締結している。どのように村内のシークワサーの全量加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図るのか。また、今後のシークワサー振興の具体策の説明を求める。

(2)村活性化センターの食堂が5月に再募集したのにもかかわらず、未だに食堂が閉店している。何故なのか説明を求める。

3. 安心・安全な暮らしについて。

(1)村長は、村医の後任人事は現在の医師と調整を行っている。9月2日、「村立診療所の勤務医師の募集」について村役場ホームページで紹介（別添）されていた。また、診療所の基本理念である「皆様に信頼され心ある診療所」を実現していくための「ご意見箱」がどういう経緯で無くなったのか確認が取れていない等の意味不明の出来事がおきている。令和10年度開院予定の公立沖縄北部医療センターでは、村診療所は原則として北部医療センターの付属診療所の位置づけである。付属診療所への移管の機関決定と移管に向けての村立診療所と付属診療所の経営のあり方を開設者である村長の説明を求める。

(2)旧大宜味小学校での福祉拠点施設整備事業の具体的な説明を求める。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

(1)の村財政、事業効果等については、6月定例会でも答弁しておりますとおり、村財政については、補助事業を活用し事業を進めており、事業効果についても、計画する段階でそれぞれ検討しております。また、進捗については、計画どおり事業を進めている状況です。

次に県の海岸防災課に問合せしたところ、大兼久沖合の年次ごとの砂利採集量の実績は令和元年度13,540m³、令和2年度0.0m³、令和3年度13,625m³、令和4年度49,765m³、令和5年度51,858m³、令和6年の採集計画（許可量）は1,500m³であります。

ヒンバー森の件については、県に対して事業を行う際に、説明会を開催してもらえるか確認したいと思います。また、村の崩落地については、村有地であれば村が行うべきと考えますが、民有地について

は、原則、所有者の責任において対策すべだと考えています。しかしながら、所有者において工事を行なうことが困難な場合などは、今回の喜如嘉のように、土地所有者からの承諾書を提出してもらったのち、村から県へ要請等していきたいと思います。

次、シークワサー関連ですが、村内のシークワサーの出荷先は、約7割程度がJAになります。その他にも事業者へ出荷していることから、新たな加工施設は現在のところは計画はありません。シークワサーの振興の具体策については、令和6年度～令和8年度まで行う地域農業振興総合指導事業（シークワサー）を県・村・生産者・JA等関係団体が一体となり生産者の高齢化に対して、担い手育成に取り組み、又、栽培管理技術向上、自家苗及び購入苗による計画的なほ場更新、新規就農者への研修、国内外への加工品販売拡大を目標としています。令和5年度から事業展開している、GFPグローバル産地づくり推進事業についても海外へ販路拡大に力を入れてシークワサーの振興に繋げて参ります。

(2)については、5月に募集を行い、6月下旬に選定を行ってあります。現在は、食堂オープンに向け準備しているところですが、今月下旬にはオープンする予定だと聞いております。

北部医療センターの附属機関として位置づけられはするが、「既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮するもの」と合意書の中では明記されていることから、これまで同様の診療体制及び診療機能を維持した診療所として運営ができるものと考えています。詳細な移管計画の協議については、各市町村それぞれ個別に行われる予定です。

(2)の福祉拠点整備については、当初、沖縄振興特定推進事業費を活用し整備を検討していましたが、当事業での実施は厳しい状況であるため、現在は、建て替えや大規模な改修をせずに、既存施設を部分的に修繕し、活用する方向で検討しているところであります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1の(1)、昨日村長が行政報告でルートインとの話合いをしたと。そしてなぜルートインが結の浜の宿泊施設が遅れているかという報告があったんですけども、それが私たちは能登の震災で建物が倒れている、傾いているのを何回も見ております。能登もその原因は地盤が液状化していると。そして大宜味村の結の浜も液状化する可能性、埋立地ですから当然だと思っただけですけども、同じような状況にあるんですか。その辺、もう一度昨日の報告も含めて話してほしいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） ただいまの御質問は、結の浜が液状化の可能性があるかという御質問ですが、埋立地であり、ないとは言えないと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 昨日、能登にあるルートインに被害があったと。そして被害と物価高騰だということがあったんですけども、これが今止まっている原因だということですが、果たして同じようなことが、私が経営者であれば、同じような可能性があるんだったら、これはここに設置するというのはかなり厳しいことじゃないかなと思っただけですけども、その辺の感触はルートインの関係者と会ってどういうふう感じたか、説明をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 工事が遅れているというのは、ずっと今まで答弁しているとおり、物価高騰に

よって当初の事業計画費用からかなり大幅な増額になるということと、先ほどおっしゃった能登半島の地震によって今までの計画の変更を検討しているということでもあります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 物価高騰と地震の災害だと。この結の浜は海岸沿いです。また埋立地ですので液状化する可能性はかなり大きいので、能登でルートインがどうだったかとは、テレビとかそういうものでは全然出てきておりませんが、村長からの報告では災害が起こったんだというような状況であれば、津波とか地震があった場合は、まず真っ先に埋立地は被害に遭うんじゃないかなと、私は素人ながらそういうふうを考えます。

それとこの件はそういうふうに思っているんですが、ルートインはそういう関係の発言をしているのか、それとまた村長はこの件についてどう思っているのか聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

ルートインは、能登の地震によって今までの計画も変更を検討しているということで、まだ具体的にはどうのこうという報告は受けておりませんが、やはり埋立地に建てるということは、安心できないというふうなことも聞いておりますので、ですから当初の計画からは変更して、まだ出店するものだというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の問題は、このルートインの財政の問題もあると思います。また村の財政の問題も影響してくると思いますので、財政のものについてはちょっと割愛します。

それから災害対策の問題なんですけど、2番の問題とかねてから質問したいと思います。

この地域では、沖合で砂利採集がされているということで、浸食しているということも沖合での砂利採集が影響しているんじゃないかなと。それで採集量については出てきているけど、この浸食について、この護岸崩壊についてどういうふうに村として考えているのか、その辺を聞かせてください。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

議員がおっしゃっている大兼久沖合の砂利採取とか、塩屋漁港の航路浚渫の原因で、海岸の浸食、護岸の崩壊、河口閉塞の要因になっているとおっしゃっていますけれども、それも少しは原因になっているかもしれませんが、大半は気象現象によるものです。台風、高潮、低気圧、波が高くなるとそれぐらいエネルギーがありますので、それで護岸の崩壊、浸食、おおむねそれが原因だと思います。

対策方法につきましては、大兼久も津波もそうですけれども、海岸から沖合に今100メートルぐらいに消波ブロック、それを設置して、波の力のエネルギーを抑えて、分散させてする方法があります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 最近私は、村外の関係者からもいろいろ言われて、大宜味と国頭までかな、情報があったものについてドローンで撮影しながら調査しました。そして前回臨時議会でもそのことを、土木事務所に出した要請書のものを村長に質問しながら渡して質問したんですけども、終わった後返してもらっております。それで北部土木事務所は何で出したかということ、ビジターセンターの前に津波海岸保全地域の看板が立っております。そしてこの周辺海岸浸食の原因究明と対策についてということで、

所長に要請してきました。そして主な原因については、私が思っているのは、漁港浚渫と沖合の砂利採集、それからそういう問題でその立てた看板倒れてるのを知ってるのかと。そして海岸も浸食してるんですよ。その原因究明をしています。その後、資料を収集しておりますが、まだ具体的な話をしておりません。

それから国道事務所にも同じような形で、国道の状況が、国道の護岸が浸食してるということで、原因究明と対策を求めるといってやったら、そしたら土木事務所あたりが調査したら、沖合の調査は、ほかのどこからも情報が入ってますけど、以前は台湾から砂は取ってたけど、台湾から取れなくなって沖縄で採集するようになったらしいんです。沖縄本島内では、大宜味では大兼久前、国頭では佐手の沖合、東では新川の沖合、名護では天仁屋の沖合、本島内4か所でやっています。それでそれを裏付けるように、これは国道事務所の事業概要です。そしたらこの事業概要にある令和6年度の主な取組、防災対策、1、大宜味津波、津波の駐車場あるところですね、その写真付きで載っています。この地図にも位置づけられています。国頭は、国頭村宇嘉から与那、そこも道路陥没しています。これは私が調査する前から国頭の議員から情報があって、いずれ陥没しますよ言うことで、その後、去年陥没したので見てきております。そういう状況の中で私も因果関係があるんじゃないかと。そうしたら国道事務所も基本的には所轄外の件、対策はするけど、原因究明についてはかなり難色——難色いうのかな、何か触れられたくないような話してたんですけど、しかし、この問題については、関係ある人たちがみんな一堂に集まって問題を、原因究明して対策を取らないと、ずっといたちごっこになるよということ、やっとな心が開いて協力。私は攻撃しに来たんじゃなくて、皆で話し合いをして、その問題を市町村、県、国、一緒になってこの問題を解決すべきじゃないかという立場で話しています。

それでまた、これは大保ダムを造るときには総合事務局の河川課が音頭を取って、やんばる海岸河川協議会、市民運動家の方、市町村、県、国、学者も交えてこの話し合いをやったのを覚えているんですけど、その後、かんにでしたかな、9月11日に各主要大学の各地域に災害センターというのがあります。琉大にも島嶼防災研究センターがあるんで、先ほど言った総合事務局の河川課が大保ダムを造るときにやったような形で、この問題はみんなそれぞれ所管があるからということで、この垣根の問題が災いしていると。だからセンター長にお願いして、音頭取って対策を取ってもらいたいというようなことを要請しています。

だから先ほど課長が話した大半は気象によるものだというような私は言い逃れはできないと思います。特に生活感で海に入ったときとかこういうものを感じていますので、私が今言ったようなことを積極的に村として推進すべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

海岸の浸食の原因究明等のことについてですが、この原因については、どのような原因で被害が、浸食があったという特定は非常に難しいと思います。昨今言われている地球温暖化による海面上昇、そして地形とか、あるいはまた構造物、道路を造ったり、漁港とか、様々な要因が課題になっていて、これが原因だということは言えないと思いますが、今大事なことは災害に遭わないような対策、これが急務だと思いますし、原因究明についてはかなり厳しい状況であると私は判断しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 原因究明については厳しいから、私は琉大の島嶼防災研究センターに音頭を

取ってくれと。一自治体だけではかなり厳しいと思うんですけど。また私はこの3事業について関連した住民説明会はしてないんで、ぜひやってほしいなという思いで、また後から最後にこの件は話しますが、この事業をやるときに環境アセスメントは必要があるんじゃないかというふうなことで、別にやらなくても、規制がないという形でやっているけど、これだけの問題が出ているんで、私は比地にある自然保護官のところにも出向いています。2年か、3年ぐらい前も相談しに行ったんだけど、そういう航路浚渫についてはアセスメントをやらなくても、今の法律では別に制限はないと。ただし、こういう状況になっているから現況見てくださいますと。何らかの形できちんとやるべきじゃないかと。今村長が言ったように、気象の問題言っているんですけども、気象の問題もしかり、開発行為の問題もしかり、全てを村でできるかといったらかなり厳しいんで、村から積極的に防災センターにこの問題を解決していくように声かけべきじゃないですか。その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

このことについては、すぐ村が対応するとかそういうことじゃなくて、情報収集、連携できるところは連携して対応に当たってまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 時間も狭まっているので、2の（2）に入っていきたいと思います。

活性化センターの食堂オープンに向けて、今月オープンする予定だと言っておりますが、応募する前から、昨年度から閉めて、そして募集したときには誰もいなかったと。その後、6名の団体がかな、応募して、また前の人に決まったと。こういう採点評価してるということで、何を審査してるんかと。この住民サービスに怠らないように常に開けてくのが当たり前だと思っているんですが、その件をまだ開けてないのに、次準備するからということで、こんな審査のやり方あるかなと思っています。私はこの業者を撤回させて、2番目の人にさせべきじゃないかと。村民はそれぐらい不信に思っているんですよ。何で滞納して、店も閉めて、そうやっているところが、1回の応募もしない。2回目に募集して6名の、6団体が募集してやったのに、これができなかったということになってるんで、とても問題があるということ思っているんだけど、今ほかの議員からもいろいろ村の行政運営について指摘もあったんですけど、これは癒着じゃないかなと思うぐらいですよ。何でこんな審査したのか、その辺のことを説明してもらいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

まず、先ほど吉浜議員からあったんですが、この決まった業者というのは、以前は滞納しておりましたが、昨年度末には全て完納いたしているものとなっております。

それから1回目は応募がなくて、2回目に応募があったという話がありましたが、1回目も応募はあったんですが、書類が不備で、不足しているものがありまして、それで受付できなかったというところで今回食堂が空いてしまって2回目の募集ということになっております。ですので、最初から応募がなくて2回目に募集ということではございません。

それで審査の内容につきましては、今回食堂の募集ということもありましたので、やはり地域の食材を使ったメニューがたくさんあるかとか、そういったものも審査の中では見ておりまして、今回上がってきた6件の応募の中には食堂というよりはカフェ的な内容であったり、食事の提供よりは物販のほう

が主だったりという事業者が多くて、食堂という募集においてふさわしい事業者というのが今回選定した事業者がやはり一番いいのではないかという評価で、今回決定したものであります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） このオープンの時期もちゃんと明記して、こんなずさんなやり方をするのも、審査のときにいろいろ議論なかったですか、すぐオープンするとか。募集かける前も閉めて、またさらに、その空いている間にね、次点に繰り上げるか、再審査するか、その辺考えるべきじゃないかなと私は思っていますよ。決定した人の都合でどうでもできるというふうなことになっているというふうに感じるんですけど、この件はね、厳しくやるべきじゃないかと。落ちた人たちに大変申し訳ございません。その件について答弁を求めます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今回の募集については、先ほどもあったように5月に募集いたしまして、6月下旬に選定委員会のほうで決定しております。

それから利用の許可については、7月下旬のほうで行っております。その後、事業者としては準備をし始めているところではあるんですが、この事業者が別の事業者だったとしても一緒だとは思いますが、保健所の手続等がございます。今回入った事業者については、以前から入っていた事業者ではあるんですが、営業許可というものが今年ちょうど6月に5年の期間が過ぎて、更新のタイミングだったんですが、一旦食堂を出てしまったものですから、新規でまた営業許可を取らないといけないというところが出てきまして、その手続等もありまして、ちょっと遅れが生じているものとなっております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） このサービスを提供するところが閉店していると、とてもイメージダウンになります。関連しているところも影響を受けますので、大宜味の村立の直売所……。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） そういうことで、ちゃんと一日も早いオープンを期待したいと思います。

それから3の（1）に入っていきたいと思います。

まず、診療所の先生が代わるということでやってきたんですけど、村のホームページにこんなもんが出てきてるよということでびっくりしてるんですけど、その真意を説明してください。

それからもう1件、意見箱の件はどうなったのか。この2件から答弁を求めます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） まず1点目のことからお答えします。

御質問の件につきましては、今管理委託契約第6条に契約期間満了の6か月前までに甲乙いずれかにより書面による解約通知がない場合は、契約期間を甲と乙で協議し更新するものとするのとあります。その点を踏まえまして9月になります。半年前となると、10月に期限が来るところであります。そういったところも踏まえて現在の医師との調整を今行っております。その中で医師の増員も含めて検討できないかというところの調整を行って、今回ホームページで載せている募集になっているところがございます。

あと、意見箱につきましては、前回6月定例会のほうでも回答したところではありますが、大変申し

訳ありません。要綱の検討のほうが少し遅れておりまして、その検討をしながら今年度中にはめどを立てていきたいと思っているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） なぜホームページにこういうのが出たんですか。私に住民から連絡あった。もう一人先生を雇うのに年収1,000万円から1,600万円、これ予算化するんですかと言われてるんですよ。何で大宜味村のホームページに載せるかと。

それから意見箱について、要綱を検討するんじゃなくて、検討して要綱つくったんでしょう。それで設置してるのに、何でなくなったか。それを聞いてるんです。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） 今、ホームページに載せてあるという詳細についてのものについては、今手持ちの添付資料を、募集内容等おおむねそのとおりではございます。大変申し訳ありません。応募のあった際に調整する場合もあることから、今現在ホームページのほうからは削除させていただいているところでございます。

あと意見箱については、なくなった経緯というよりも、設置されていなかったのではないかとというところが現状の見解です。要綱はつくってはあります。確かに要綱としてつくられております。ただし、その後意見箱が設置されたかというところを確認していくと、意見箱が設置されたというところの経緯が見つかりませんので、そもそも意見箱自体がその医療機関に、診療所のほうに設置されていなかったのではないかとという認識をしているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 要綱については削除してるいうけど、これは見る人がとても誤解を招く、だから削除したと思うんですけど、こういう問題を起こさないようにしてください。

意見箱については私担当でした。ほかの病院とか診療所とかには設置されていますので、北部病院のものを参考にしてちゃんと設置しました。そういうことでもう一度、その件について返答お願いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

6月の定例会のほうでも答弁したところではございますが、要綱の内容の見直し等の検討というのは、やはり今の要綱の中で、どのような意見が来ても回答をしなければならないというところの部分がやっぱりございます。中にはこの意見も、もちろん住民の御意見として、意見箱として利用していただく有用性のある御意見もとてもあるかと思いますが、中には誹謗中傷等が入っている場合もございます。そういったところに対応をしていくためにも要綱の見直しはやはり必要だと考えておりますので、その見直しを検討しながら今後設置を対応していきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今言ったことを、きちんと対応してほしいと思います。

それから附属診療所の関係なんですけど、附属診療所の移管については、既存の体制及び診察機能を維持する配慮すると。それから診療所を運営することによって交付税相当額とすると。相当額だけで普通造る場合は、当該県が負担するというね。財源のことを少し話してください。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

財源に関しましては、また詳細のところは出ておりませんが、先ほど議員がおっしゃったとおり、交付税相当額のところを見ているところだと考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今使っている、オーバーしているものについて、維持管理について負担がないのか。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

その部分につきましては、今後また調整が入ってくるものだと考えております。

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前 11時59分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 新 崎 悟 一 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に7番 新崎悟一議員の一般質問を許可します。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） では、一般質問に入らせていただきます。

まず当初より私は、大宜味村のコンプライアンスやガバナンスについておかしいと思うところが多々あるため、大宜味村のためによくないと思う観点から質問してきています。

最近思うことは、村民無視の行政活動が行われているのではないかと。この原因は、倫理観の欠如にあるように思えてきましたので、今後の質問は、大宜味村を運営する執行部の方々に倫理観があるのかに焦点を当てたいと思っており、質問してまいります。

個々の案件がよいか悪いかの議論をするつもりはありません。執行部や村長が行っている行政活動に、大宜味村がよい方向に行くのかどうかを考えていただきたいと思います。

あと、今回通告している質問が、前の一般質問で何件が出ていますので重複するところがありますが、その点は御承知おきください。よろしくお願いいたします。

1. 公共施設募集について。

①大宜味村農村活性化センター食堂の経営団体募集が令和6年5月7日から同月31日までに募集がありました。どのくらいの申し込み件数があったのかお伺いいたします。

②申込者の中から経営団体を選定・決定するにあたって、いつ、だれが出席して選定会議が行われ、最終的な決定を誰がしたのか、お伺いいたします。

③当該食堂の経営団体を決定するに至った、経緯と、その経営団体に決定した根拠をお伺いいたします。

2. 政策について。

①執行部による、去年ルートインホテル建設説明会が行われた際に、去年の年末には着工したいという意思を、ホテル側は示していたが、現在に至るまで着工がされていない、その理由と今後の計画はど

うなっているのか、お伺いいたします。

②4月下旬、私のアテンドで国連NGOグリーンハットインターナショナル理事長谷村氏、及び他2名が村長室を訪れ会談した際に、同団体の事務所及び、実証実験圃場を大宜味村長として村に誘致する、際して以後の手続きは産業振興課と調整して欲しいとの発言があったにも係わらず、後日同団体へ、大宜味村として誘致は行っていない、との内容が村長名で文書が発行されたことについて、そうなった経緯と、村長が発言したことの責任についてどう思われているのか、お伺いいたします。

③令和6年第3回大宜味村議会定例会初日に施政方針を演説しておりますが、その中の4、健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり、保健と福祉の充実の(2)にある、ユイマールコミュニティの形成の推進。日常生活に必要な移動手段を確保できない高齢者や観光利用で訪れた方が交通弱者となっているとの課題に対し、コミュニティバス等の導入検討を行い、柔軟的な交通のあり方を模索し、支援充実に努めてまいります、との演説しておりますが、その後のこの件がどうなったかについてお伺いいたします。

3. 条例制定について。

①村が制定する条例について、条例を制定する場合、気を付けなければならない事はどのような事があるか、お伺いいたします。

②先の議会で可決された、大宜味村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例は、どの部署が作成し作成責任者は誰だったのかお伺いいたします。

③この条例21条には、遵守しなければならない。と記載後(1)において加入すること。と記載されています。国語辞典によれば、遵守という言葉は、法律や道徳・習慣を守り、従う事、と書かれていて、この部分は、入居しようとするものは自治会に加入すること、この事について従いなさいという事です。即ち自治会への強制加入を促しているとしか読み取れません。この行を作成するにあたり、弁護士への確認を行ったと答弁があったと記憶しておりますが、どの弁護士へ、いつどのような質問をして、強制加入を促すような条例でも良いと確認をしたのか、また個の弁護士のリーガルチェックだけで条例を制定出来得るものなのかをお伺いいたします。

○ 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) お答えします。

①の応募件数については、6件の応募がありました。

②の審査委員については、副村長、教育長、総務課長、産業振興課長、建設環境課長、財務課長の6名が委員となっており、6月17日に審査委員会を開催し、選定した結果を村長へ報告し、村長が最終決定を行っております。

③の決定の経緯については、②と重複しますが、審査委員会において、選考基準に基づき採点を行い、集計結果が1位であった事業者を選定委員会として選定し、その結果を踏まえ村として決定しています。

2点目の質問ですが、①の着工されていない理由と今後の計画についてですが、宮城 貢議員の質問でも答弁していますが、物価高騰の影響や能登半島地震を踏まえた対策を行うため、計画の見直しが生じ、遅れが生じていると伺っております。村としても早めに見直し案を提示していただくよう要請しているところです。

②についてお答えします。NGO/NPOグリーンハットインターナショナルから提出された村への

要望書の文中に、「この度は、研究実証施設の誘致のご依頼をいただき誠にありがとうございます。」との文言があり、事実と異なる内容でしたので、回答文書には、「村としては誘致を行っておりません。」と回答し、併せて、「条例、規則等に基づき提出すべき書類を示し、提出されたのち、書類審査等を踏まえて検討して参ります」、との通知をしました。しかし現在まで示した書類の提出はありません。

本件のいきさつは、議員ご存じのように、村長に面会したいとのアポがあり、村長室で要望を聞き、その後正規の手続きを経てもらうため担当課まで案内、業務を引き継いだものであり、特に問題ありません。

③、大山議員への答弁と重複しますが、近隣が行おうとしているデマンド交通というものを本村としても導入できないか考えており、また、福祉有償運送運営協議会設置要綱の見直しの検討を現在行っているところです。

次、条例制定についてですが、条例を制定する際においては、地方自治法第14条で、「法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」とあることから、法令に抵触していないか気をつけなければいけないと考えております。

②条例作成の担当分部署等についてですが、作成担当部署は、企画観光課で行っております。作成責任者については、条例提案者である村長となります。

③条例の制定については、通常、担当課で条例案を作成し、例規審議委員会において審議した後、議会へ提案し制定する流れとなっております。弁護士のチェックはあくまで参考としてアドバイスを受けており、最終的な判断は村で行っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ありがとうございます。

まず今回の活性化センターの募集要項の目的には、活性化センターの施設を利用し、農林水産物の展示販売とこれらの産物を活用した料理の提供、さらに村民の健康増進、文化伝承や情報の受発信を通じて都市と農村の交流を促進し、本村の特産品の振興及び雇用の場の確保づくり、農林業家などの所得の向上と地域の活性化に資することを目的とすると記載されておりますが、この目的についてももちろんではあるのですが、選定した方々はこの要項について理解した上で選定しているのでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） お答えします。

今、新崎悟一議員の質問は理解されて委員としてやっているかということでもありますので、それは理解して審査に臨みました。ほかの委員も同じだと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） あとこの要項には営業開始が令和6年7月をめどに調整と書かれてありますが、それも確認していますか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

この要項については、審査委員会でも確認しておりますので、委員の皆さんも御存じだと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) このほかに週5回以上の営業、土日、祝日も営業するのが望ましいとも書かれておりますし、あと申請書の添付書類には決算書、収入計画書、法人の場合、直近の申告書の写しとありますが、審査委員会ではこれらの書類を確認したと認識してよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長(大城佐一) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(佐久川紀亮) お答えいたします。

申請、出された書類については審査委員会で共有して確認はしております。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 今回、採択されなかった申請者が、6人なので、5団体いますが、何がいけなかったのでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

○ 副村長(宮城 豊) 言葉のあやで大変失礼ですが、できなかったというか、選定は1つしかできませんので、この1位になったところが優位だということで、その5つのところが何が駄目というところより、この1位のところが採択されたということではお答えできません。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) では、この6団体が応募して、いろいろ採決した結果、その1つの団体が点数がよかったという認識でよろしいですか。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

○ 副村長(宮城 豊) はい、そのとおりで結構です。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 今回応募した方には、いろいろな方がいたということを知っております。また応募した方々から、なぜ今回決定した事業者になったのか、とても疑問だという声が上がっております。それについてはどうお考えですか。お伺いします。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

○ 副村長(宮城 豊) 疑問というのは直接、私委員長なんですけれども、そういうことをお伺いしたことはありませんし、決定した方のみには通知し、落選した方には落選ですよということしか報告はいたしてありません。なぜそういう疑義が持たれるのか、私には直接耳には届いておりません。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 私のところには、4月下旬に、私が食堂を運営するのは決まっている。このことは村からも言われているから大丈夫だと〇〇さんから言われているとの話が、県外の事業者から聞き及んでおります。また5月上旬には村内の方から、食堂は〇〇さんに決まったと本人が言っている。本人から直接聞いたとの声が寄せられておりました。選定会議で話し合われる前に決まることなどないと思うのですが、なぜこのような声が聞こえてきたのか、お伺いいたします。

○ 議長(大城佐一) 副村長。

○ 副村長(宮城 豊) 憶測で聞かれても、こちらには全くそういう声は聞こえてきていませんし、あるべきではないと思いますし、事実ではないと思います。決定されるはずは毛頭ないと思います。委員長の私ですら上がってくるまで、そこに選定するという気持ちは毛頭ございませんでした。やっぱり冷静なる審査というのは行わなければいけないし、村度でその業者を選定することは絶対ござ

いません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今の副村長の話は、とてもそのとおりだと思うんですよ。だけど不思議なんですよね。この〇〇さんが、今回決定した方です。これは偶然ですか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） 先ほどから言っているように、憶測で物を言われても困るんですが、多分本人は相当自信があったんじゃないですか。多分、本人は、〇〇さんは相当自信があったからそういう架空のというか、空想的な発言をされた。これも憶測ですけども、議員が言っているのを直接私もお伺いしていませんので、その辺は何とも言いがたいですが、多分ほかのところより自信があるというところで私に決まっているのかというところで申し上げているかどうかは、私の口からは申し上げることはちょっとできません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そうだとして、これを冷静に考えると、決定した方が事前に決まっていなかったことを決まったと言って話したということで認識していいですか。ということですよ。だからその方が、事前に周りに決まってもいないのに、決まったとうそのことを言っていたということなんですよ。という確認です。

○ 議長（大城佐一） 副村長。

○ 副村長（宮城 豊） うそを言っていると、私はその人を罪の扱いで申し上げるつもりはありませんけれども、その人が勝手に言っていたら言っていることで、あるかもしれませんし、その事実かどうかということは分かりません。ただ、こちら審査員としては、全くそういうことは入ってきておりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） いろいろな条例の中に、村長が特に認めたものは村長が決められるとの条項とかがありますがけれども、今回の選定に村長の意向が入っていたか、いなかったかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 全く入っておりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私が議員になる前から、いろんなものの選定について、もう既に決まっているとかそういう、これはあくまでもうわさですよ。うわさが流れておりました。今回も火のないところには煙は立たないと言います。だけど大宜味村内においては、火のないところにも火をおこして火を立てているのかなと思われることも散見されます。今回決定した事業者は過去も運営していて、2年間家賃を滞納した事業者だと思いますが、家賃を全て払い、今回の応募に参加したのか質問したいのですが、先ほどの答弁で全部払ったということがありましたので、そのまま次へ行きますけれども、今回の応募者の、あと以前も一般質問で話しましたが、民間で家賃の支払いが数年も遅れていた人が、再度借りるということは通常ないんですね。過去の家賃を払わなかった事業者を、再選定した理由をお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

今回募集する中で、やっぱり滞納とかがないことというのはもちろんそういう条件に入っておりまして、その条件はまずクリアしているというところで、今回の応募については受け付けております。また、こういった今の滞納があったということは、ほかの審査委員会の方も気にしている部分がありまして、実際事業者を呼んで委員長である副村長を含め、面談を行ってこういうことがないように大丈夫なのかと確認も取った上で、最終的には決定している状況です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今回の応募の方々の中には、過去に食堂経営をしていたり、地域の産業を助けたいと思い実績がある方々が多くいたと聞いています。選定に関わった人たちは過去の決算書も見ていると思いますが、家賃を払えなかったというのは、食堂の運営ができていなかった、すなわち利益も出ていなかったからです。運営できていないということは、先ほどの目的を達成していなかったということだと思います。どのような理由があるにせよ、このような事業者を選定したことは村民からの不信を招きます。

また、先ほどの一般質問でもありました次のオープン予定が9月末とありました。それを2か月も遅れているわけですね。その理由を保健所の申請に時間がかかっているとの答弁でしたが、私は自分で飲食店を経営したことが何度もあります。申請が今まで許可を受けていたところであれば、新規のところは時間がかかる場合もありますけれども、そんなに時間はかからないんです。早ければ2週間で出ます。だから先ほどの答弁では理由にならないと思います。

このように、この食堂の選定について私なりにおかしいと思うところがいっぱいあります。村民もまたこの決定に対しておかしいと思っている方々が多くいます。役場のほうにはそういう話が届いていないのかもしれませんが、私のところには届いています。これはまさに行政の不信につながることで、今煙が立っていますので、村長は火消しに走っていただきたいと思います。それが村長の説明責任だと思います。この選定に瑕疵があるのかなのか、いま一度御自身でお調べになり、村民に対して説明していただきたく思います。それが村政の透明性を高めることだと思うので、今後調べ、村民に説明していただけるのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

今回の件については、審査委員会で規則、要綱等に則って厳正に採点された結果であり、何ら問題はないと思いますので、村民への説明会というものは今のところ考えておりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。その前に新崎悟一議員、今質問が1、2、3ありますが、1の①②③、これは一問一答方式ですので、1つずつ、きれいに、終わり次第、もうあっち行ったりこっち行ったりしているので、その辺を今、1の①なのか、1の②なのか、これをはっきりして質問してくださいね。一問一答方式ですので1つずつ順序よく進んでください。

○ 7番（新崎悟一） 去年、12月25日ですね、村長がルートインの東京本部を訪れた際に同行したのは私ですが、その後、私は今年2月上旬に長野本部に訪問しております。それは私の認識では村長からの要請で訪問したと思っておりますが、村長の認識をお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

私からの指示で新崎議員がルートインの長野本部に行ったということですか。こういうことのように

すが、私は全く存じ上げておりません。

○ 議長（大城佐一） 新崎悟一議員、今、1の①なのか。1の②なのか。先ほど言ったとおり、①が終わったらこれで①が終わり、次に行きますということをはっきりしてください。

（「すみません、今2の①です。」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 村長のお心を聞けて大変よかったと思います。私が大変勘違いをしており、申し訳なかったと思っております。私はですね、村長、今までも村長と相談して、村長の許可をもらっていろいろ動いていたと思って動いていたので、それが私の勘違いだったというところなので。私は選挙に挑んだときから、村長を支えて大宜味村をよくしていきたいと思い、村長に御提案をした後、村長の御意向で動いていたつもりでした。

私の記憶では、このルートインの事業に関連する結の浜海浜整備事業で補助金の利率を下げられたことにより、整備ができないという話を去年11月頃に聞いた記憶があります。それで私はその話を聞いて、私のつてを使って内閣府に大宜味村の補助率を戻すよう陳情しました。その結果、今の8割に戻り事業ができるようになったと思っておりますが、このパイプを使って陳情する際、村長にも同行してもらって、ある国会議員に陳情しに行ったことを覚えていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

記憶にございません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そこでその方より、村長が公約に掲げていた福祉施設について、計画書を上げてくれたら予算をつけるように政府に働きかけるというありがたいお言葉をいただいたのですが、それも覚えていらっしゃらないですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

全く記憶にございません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 記憶にないなら、これ以上この件を話しても……、ちょっと話を戻して、今回のルートイン訪問の際に、経過説明を村長から定例議会初日に報告がありましたが、私が2月に訪問して、村長に報告した内容と何ら変わっていませんが、あれからの進展がないということでしょうか。また、6月に2日間にわたり訪問したようになっておりますが、社長と会談した実際の時間はどのぐらいで、ほかの役員や実務者の方と会談したのはどのぐらいだったのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

6月に訪問したときも状況はそんなに変わっておりません。物価高騰、そして能登半島地震の影響で計画を検討しているという話でありました。役員は、6月に訪問した際には社長、そして専務ですね、時間ははっきり記憶していないんですが、30分から1時間の間ぐらいだったと記憶しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 村長が、今ルートインから聞いたという内容は、私が2月に訪問して報告した

内容とはほぼ変わらないです。この2月から6月、4か月、執行部は何をしていたのでしょうか。本当にルートインと交渉したりする気があるのですか。それをお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

担当部署のほうからはいろいろメール等でやり取りをしております、村としても当然計画どおり進めるという思いで国交省、事業の推進を今やっている最中でございます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ルートイン側がおっしゃっている能登半島の地震によりという理由ですね、能登半島の地震で何が起こったから、この計画が遅れているのか具体的に説明をお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

能登半島の地震により、ルートインホテルが被害を受けたということがあって、そこも海岸とか埋立地かはっきりしていないんですが、ホテルに大きな影響を与えたということで、今回の結の浜についても埋立地であるので、心配であるから、ちょっと計画を変更するというふうな話がありました。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） すみません、一緒の海岸地区にあるから心配だと。海岸地区にある何が心配なんでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 海岸地区は、台風時の強風と、そして地盤の関係、そこら辺がありますので、地盤の対策にかなりの金額を要するので、計画を変更しなければいけないというふうな事情です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 地盤にお金がいっぱいかかるということは、地盤が弱いということですか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 比較はできませんが、とにかく海岸、埋立地ということで心配な部分があるので、そこに予算がたくさんかかるから、計画は変更すると、そういうふうな返答というか、そういうふうな受け止めております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私が2月に長野の本部に訪問した際に、約4時間話合いをしました。その中でこの計画についても、あのときに私が言われたのは白紙にすると言われた。その理由も明確に聞いております。そこで私は、その地盤強化に沖縄県の補助金もあるので、それを適用したりして、なるべく建築費がかからないようにしていくようにできると思うので、それで再計画をしていただけないかという話をしてまいりました。そのときは私は、村長の意向で行ってると思っていたので、村のためだと思ってそういうことは話しましたがけれども、ルートインが本当にこの状況でやると認識していますか、村長は。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

ルートインは引き続き大宜味村に進出を計画していると、頓挫はしていないと、これはそういうふう

に伺っています。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私は、よく出張に行っていて、いろんなところでルートインに泊まります。ルートインに泊まったら、エレベーターがあるんですよ。エレベーターの中に今あるルートインホテルの箇所とか建設予定地というところがあるんですよ。これが2年ぐらい前は大宜味村は入っていました。今年見たら入っていないんですよ。だからその辺の確認ももう一度ルートインのほうになさったほうがいいと思います。それで、すみません、時間がないので次の質問に行きます。

2の②です。まず、国連グリーンハットが訪問した件についてです。国連に半年に1回レポートを送ることになっています。グリーンハットから国連に提出された書類を借りてきていますので、それを読ませていただきます。

初めに、この報告書は2024年4月23日に、大宜味村役場村長室で行われた協議の詳細と結果について述べるものである。協議の参加者、大宜味村の村長、産業振興課長大嶺 実氏、担当係長など村側3名、グリーンハットインターナショナルの理事長、沖縄支部長、以下4名の合計7名。

協議の内容と結果、協議では、グリーンハットインターナショナル側からの提案に基づき、村長からの意向により村側からの企業誘致として進めることが決定された。村長からの意向を双方で確認した結果、その場で村長から同席の担当課長以下に村誘致企業としての手続に入るよう指示が出された。

今後の展望、この協議を受けて、グリーンハットインターナショナルは具体的な活動に入る準備を開始した。今後大宜味村（日本国行政区）との正式契約を踏まえ、農地改良実証及び世界各国の農業関係者の招集に準備に入る予定、これは第1回国際農業フォーラムの実施に向けたものであるという報告書があるのですが、先ほどの村長の答弁と。

○ 議長（大城佐一） 新崎悟一議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いします。

○ 7番（新崎悟一） 食い違うと思うんですが、その件について説明をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

ただいまの読み上げ文については、事実と異なる。全く異なります。4月24日に、新崎悟一議員を介して村長に会いたいということで、グリーンハットインターナショナルが村長室に見えて、初めて私はお会いしました。その中でも担当部署の方は同席していなかったと記憶しているんですが、その中で、村長室の中でグリーンハットの思いを口頭でいろいろ説明されました。それで私はそれを受けて、じゃあ次のステップ、産業振興課、担当部署のほうへ行って、それなりの手続を経てもらうために産業振興課で話をさせて、それを受けて産業振興課のほうから、じゃあ文書で要請をなさいと。村に要請しなさいという口頭であったと思います。それを受けて、4月24日に村長室に見えていまして、5月1日に、新たに要望書というのが村に正式に出されていまして。その中に、先ほど答弁したように、村が、村の誘致の依頼を受けたというふうなことです。村としては初めて会った方と1時間少々で誘致を決定するわけはありません。村ではそれなりの手続を踏まえて初めて決定します。企業立地促進条例が昨年7月5日に公布され、この企業立地促進条例施行規則もあります。それにのっとって手続をしなければならない。そういう関連で企業立地促進条例と施行規則も添付して、申請書のコピーも添えて、要請書を申請してくださいというふうなことで文書でお返ししているんですが、いまだにその要請書は届い

ておりません。

ですから、村としては正規の手続を踏むためにこうして産業振興課から文書のやり取りをしたのですが、この後何ら申請書も出てこないということで、この熟度というのか、組織はどうなっているのかと、かえってこちらのほうが怪しまざるを得ないような状況に今なっているのが事実でございます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） この組織がどんな組織か怪しいということですがけれども、国連と国連NGOがどんな組織か知っていらっしゃるでしょうか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 詳しくは存じ上げておりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 国連憲章を読んだことはございますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 以前に読んだ記憶はあります。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 沖縄県が国連関係団体を県内に誘致したいということで、予算もつけて動いていることを御存じですか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 存じ上げておりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 沖縄県は、年間数億円の予算をつけて誘致活動をしています。知事もニューヨークに行ってロビー活動をしているとのことも新聞記事に載っていますし、国連関係団体が来ることによる経済効果とか、国際的な認知の向上を理解しているから、県は誘致に躍起になっているのです。正直ですね、村長としてグリーンハットをここに誘致するという言葉は、私も聞いています。国連の代表理事である谷村さんの前でも村長は発言しているんです。ほかの理事の方たちも聞いています。それが誘致があったからグリーンハットは動いているんですね。今回手続に及んでいないのは、誘致をしていないと言われたから、だったらする必要がないとやっていないだけです。その辺を認識していただけますか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

誘致といったのは、先ほど言ったように正規の手続をはじめて誘致決定、文書でもってやり取りする。口頭で誘致決定とかというのはまずあり得ません。そしてこの手続を、ちゃんとした手続をもってもらうために、書類もコピーして相手方に渡しております。その中に国連、どんな組織であれ、公正公平に業務を進めるために、この申請書については、申請者の現状が分かる資料、そして登記事項証明書、事業提案書などをつけて出しなさいということを担当課から出してあるんです。それさえ持ってきていない状況なんですよ。いくら国連関係の事業者だからといって特別扱いするわけにはいきません。ほかの団体と同様に、平等に公平に取り扱わなければならない事案だと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そのような話を村長は確かになさっていました。村として、村長として誘致す

る。だけどこれからの手続は産業振興課と調整してほしいということで、その話をした後、産業振興課長に来ていただき、産業振興課長から要望書を提出してほしいという話があったので、グリーンハット側は要望書を提出しております。そこでももちろんその概要書とか、登記事項とか、そういうことに対して提出してくださいというのであれば、グリーンハットも提出したと思います。だけど、その前に誘致していませんと、グリーンハット側に通知が来たわけですよ。それがおかしいといっているんですね。それは御理解いただけますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

誘致の依頼を受けたということですが、向こうのほうから村長部屋に来て話があったので、こちらから来てくださいと、積極的に誘致して依頼したのではありません。向こうから来て、村から率先してこの事業を誘致するとそういうものではありません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） すみません、ほかにもいっぱい質問したいことがあったのですが、もう時間もないので終わらせていただきますが、村長にお願いします。村長が発言したことは、それは重いことです。それを御自覚いただき、村行政をしていただきたいと思います。終わらせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 以上で7番 新崎悟一議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは一般質問に入る前に、一言、6月議会終了後、6月議会の一般質問において台風後の後片づけとか対策について担当課と北部事務所のほうに、屋古区長、田港区長と共に要請に行ってまいりました。対応ありがとうございました。

それでは一般質問に入らせていただきます。

集落内生活道路の交通安全対策について。

政府はセンターラインなどがない生活道路での車の法定速度を時速30キロとする道路交通法改正が閣議決定された。来年9月の施行を目指すとしているが、現在の法定速度は速度規制の標識や標示がある場所を除き、ほかの道路と同じ原則時速60キロとされているが村内の標識や標示のない生活道路も原則時速60キロなのか伺う。

次にスーパーマーケットの誘致について。

昨年9月スーパーマーケットの誘致について一般質問した際、村長は「地域の方々といろいろ意見交換しながら、スーパーマーケット誘致については検討すべきだと思いますが、いずれにしても村民が不便な買物、生活を強いられている現状に鑑み、スーパーマーケットの誘致についてもできるだけ早めに説明会、意見交換会をして対応してまいりたい」と答弁していたがその後の経過について伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

標識がない一般道路は、法定速度が60キロとなっています。そのため、村道や集落道なども同じであります。法定速度とは、最高速度を示しており、必ず60キロで走行しなさいという意味ではありません。

ん。本村の生活道路においては安全性に鑑み、30キロ以下で走行することが望ましいと考えます。

次、スーパーマーケットの誘致についてですが、スーパーマーケットの誘致に関する経過につきましては、昨年、県内の企業から村内に立地ができないかと調査的な打診を受け、企業誘致を担当する企画観光課を中心に検討を行い、重点施策内部検討委員会において、誘致に対する考え方や課題の整理、用地確保等の検討を行っているところです。その検討の方向性がまとめ次第、住民説明会の開催を検討してまいります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

それでは1、集落内生活道路の交通安全対策について。30キロ以下で走行することが望ましいということでありましたが、私が住んでいる塩屋でもこの前ウンガミが行われたんですけども、そのウンガミで角力の練習があるんですけども、そこでは子供たちがいっぱい集まって、そこに330、大川売店のほうから旧塩屋小学校向けに通っている道があるんですけども、そこを通る車が、スピードを出していく車もあって、子供が多い中でちょっと怖いなと危険を感じることもありました。これは令和3年の一般質問でもしたんですけども、それで車と歩行者との衝突事故というのは、衝突時の速度が30キロを超えると、歩行者の致死率が高くなり、50キロを超えると致死率は8割以上になるといわれています。

そこで、今、役場庁舎の入り口には減速帯、ハンプの設置がされて、安全対策がされていますよね、入り口は。それで各集落の生活道路で、危険だと思われる場所、交通安全対策をどのように行っていくのかお聞きしたいです。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、集落道の安全確保に関しては、実際に携わっている区長の意見も聞きながらじゃないと何ともお答えできない部分でもありますけれども、そういった声を聞いて、今後どうしていくかというのは検討させていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。それでは要請があった場合は対応できるということですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） 必ず対応するというのではなくて、そこは交通安全的に本当に危険だろうと判断ができる場合には、やはり対応しなければいけないのかなと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 塩屋区内においても大変危険な場所と感じるところが多々あります。それは塩屋区だけではなくて、喜如嘉、大宜味、津波にもあると思います。令和6年度交通安全対策特別交付金は70万円あったと思いますが、今年度の交通安全対策、どのようなものに使われているのかお願いします。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 質問にお答えします。

交通安全の関係の部分に関しましては、村道とかその部分の修繕に充てております。前回でいうと、

根路銘の河川側の転落防止柵を直しております。令和6年度に関しては要望がある箇所のできるものを進めていきたいと思っておりますので、まだ決定はしていません。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 先ほど各区から要望があった場合、対応できるかということで聞いたんですけども、この予算の中でもしやるとしたらやるんですか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 交通ルールの規制などが、県の公安のほうで決定されます。多分、各地域から要望が上がって公安で決定すると。なので公安のほう規制の標識とか、あとは指示標識を主に設置しております。これは市町村では設置がなかなかできないような形なので、市町村ではスピードをゆっくり落としてくださいとか、そういう看板は設置できるんですけども、時速30キロですよとか、そういうものは市町村では基本的に設置できません。なのでまずはそういった規制をかけたい場合、市町村のほうに要望していただいて、市町村から公安に要望と。ただ、公安側のほうもかなりの数があります。交通量が多いところ、そういった部分を重点的にされています。法改定、2026年9月に予定しているんですけども、60キロから30キロに変わる理由も、もともと規制をしたんだけど予算がないと。そういった部分ができないから30キロに変えるということも考えられると思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは今の答弁についてですけども、集落内の小さな道路に関して、これは公安委員会の管轄なんですか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 一般道路という形になりますので、そちらのほうは交通規制関係ですね、交通ルールの規制関係は公安だと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 物理的にスピードを落としてもらうとかあるじゃないですか。例えば、今ハンブを設置していますよね、下。庁舎の入り口ですよ。玄関のほう。そういうものの設置というのも公安の許可とかではないと思うんですよ。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 公安は交通ルールの規制の部分なので、30キロとかそういった部分の話です。ハンブに関しましては、調べないと分からないんですけども、協議した上で市町村で設置することは可能だと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 来年の9月に法改正がされて施行されるんですけども、それまでの間は60キロで走ることは可能なんですよ、法的に。なので物理的にスピードを落とすことができないかと、集落内ですね。ということは今聞いているんですけども。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） こちらのほうに関しては、各区から要望が上がって、協議した上で検討したいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは塩屋区で今後検討して、区長のほうから要望を上げさせていただきた

いと思いますので、その際はよろしく申し上げます。次に移ります。

それではスーパーマーケットの誘致について伺います。働きかけがあったという話だったんですけれども、今現在どういう取組を村として働きかけなのか、村としてどういう動きをしているのか教えてください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） お答えいたします。

昨年スーパーのほうから打診的なものはあったんですけれども、今年になってまた、正式に村でできないかという話がまた来ていました。それを受けて、村のほうでも今後どうする。実際誘致するのかわかるところを検討しているところであります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。大宜味村第5次総合計画、これもこの前言ったんですけれども、後期計画及び第2期総合戦略の施策検討の参考にするために、村民が日頃から感じている大宜味村での生活に対する満足度や村づくりへの意向、要望についてのアンケート調査の中で、大宜味村の住みにくいところという質問で、最も多いのが「日常の買物が不便」というのが58.5%という結果になっていました。それでそのアンケートのちょっと後なんですけれども、定住意向についてというアンケートもありまして、そこで「将来的に村外に転居したい」という方が15.3%、「引っ越ししたいが、事情があって村外に転居できない」が7.5%、「5年以内に村外に転居する」というのが1.5%となっており、約25%の方の意見が転居を考えているという大変厳しい結果になっております。村民が不便と感じているところは早急に取り組み、大宜味に住んでよかったと。転居しようと思わせない取組が今後必要になってくると思いますので、今回の誘致について積極的に本当に、我々も協力したいと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 美 和 子 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 一般質問させていただきます。

1. 防犯カメラ・防犯灯設置について。

大宜味村の第5次総合計画に掲げられている、「安心・安全な住みよい村づくり」のためにも、今後は犯罪抑止・防止の為、防災カメラのみではなく、防犯カメラ、防犯灯設置が必要だと考えます。

理由は、8月上旬に知人が引っ越しの中、結ハウスの駐車場で高額な盗難被害に遭い非常に衝撃を受けました。また、住宅地域で心の病で徘徊している方の迷惑行為があったという声も数多く聞いています。病はお気の毒ではありますが、これまで平和で安全と思われていた私たちの村で、このような事件が発生することに大きな不安を感じております。

また、結の浜エリアは学校、子供園、団地もあり、今後、ホテル誘致やビーチ整備も進む中、観光客や来訪者の増加が予想されます。実際に喜如嘉集落の観光も進んでおり、多くの外国の方や団体の方たちも見かけます。観光が盛り上がってうれしい反面、慣れないせいかちょっと不安を感じることも多くあります。

来訪者が悪いというわけではありませんが、防犯対策が一層重要になると考えます。特に登下校をす

る子供たちの見守り、また高齢化社会で問題となっています認知症の方の徘徊の対策としても防犯カメラは有効だと言われています。もちろん防犯対策への活用、防犯抑止効果が期待できる一方で、プライバシー権の侵害するおそれ、慎重な運用も今後検討は必要かと思えます。それも踏まえ、村の安全が最優先で考えていきたいと思えます。

そこで3点についてお伺いします。

①村として、防犯カメラや防犯灯（街灯が少ない箇所）の設置に関する計画や検討を行っているかお伺いします。

②学校、学童、子供園、診療所、大宜味歯科、公園の防犯対策はどのようになっているのかお伺いします。

③村として住民や企業へ防犯カメラ、防犯灯の設置費用に対する補助制度の検討は行われているかお伺いします。

以上です。お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

①についてですが、村として防犯カメラ・防犯灯設置に関する検討は行っていません。

防犯カメラについては、こども園、結の浜公園、石山展望台には設置されています。防犯灯は各集落内に設置されております。

③村民等への防犯カメラ・防犯灯の設置費用に対する補助制度の検討は行っていません。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ①、②について再質問させていただきます。

できる方法はないのでしょうかというところですが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、防犯灯については、先ほど答弁したとおり各集落内には設置されているという認識ですので、これをまた増やすというところでは今考えていないというところではあります。

あと防犯カメラについては、今言ったようにこども園、結の浜、展望台のほうには設置されているところで、やはり住宅街とかその辺に設置するということは、プライバシーの侵害にも影響を及ぼすというところもありますので、その辺は慎重にしなければいけないのかと考えております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） ありがとうございます。先ほど集落においては街灯があるとおっしゃっていましたが、結の浜の工場付近、学校、学童方面になると街灯が少ない印象があります。学童内で運営されている方から、夜間は真っ暗で残業をするとき怖いというお声をいただいています。そちらも今後検討いただけたらと思っております。

あと、夜間学校前を通りましたら、門が開いていることがあるんです。何で開いているのか、ちょっとびっくりしてですね、気になっております。開いていていいのかなというのが実際ありまして、もし誰か悪意のある人が、今カメラも技術も発達していると思うので、盗撮カメラとか盗聴器とかが仕掛けられたら心配だなと思っております。今後何か補助金を検討していただきたいのですが、いかがでしょ

うか。

○ 議長（大城佐一） 宮城美和子議員、今のは質問③ですか。
（「③ですね、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（真喜志 亮） この防犯カメラ、防犯灯への設置費用の補助金の件に関しては、やはり我々の見解としてはそれぞれ個人で防犯の意識を持って、そういった防犯カメラ、防犯灯は各個人個人で設置するものだというふうに認識しておりますので、その辺の設置に対する補助というのは現在のところ考えておりません。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 先ほどプライバシーの侵害になるというお話がありましたが、確かに撮られているという認識は私もとても嫌です。ですけど安全を考えると、そういうプライバシーの侵害を考えた上で今後は検討していかないといけないことなのかなと思っています。

防犯カメラの設置及び運用の規定については、各取り組んでいらっしゃるお隣の国頭村であったり、宜野湾市とか、いろいろ参考になるところがあるかと思っておりますので、今後御検討いただけたらと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全て終了しました。
本日は、これで散会します。
御苦労さまでした。

（午後 2時38分）

令和6年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和6年9月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和6年9月17日 午前10時00分)

散 会 (令和6年9月17日 午前11時16分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
副 村 長	宮 城 豊	教 育 課 長	新 城 寛
総 務 課 長	真喜志 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
財 務 課 長	前 田 佳 政	監 査 事 務 局 長	知 念 和 史
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	真喜志 亮
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	佐久川 紀 亮		
企 画 観 光 課 参 事	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	島 袋 未 来		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第5号	教育委員会教育長の任命について	質疑 付託省略
2	同意 第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質疑 付託省略
3	議案 第37号	指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）	質疑 委員会付託
4	議案 第38号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
5	議案 第39号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質疑 委員会付託
6	議案 第40号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	質疑 委員会付託
7	議案 第41号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質疑 委員会付託
8	議案 第42号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
9	議案 第43号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号）	質疑 委員会付託
10	議案 第44号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第2号）	質疑 委員会付託
11	議案 第45号	令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
12	認定 第1号	令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
13	認定 第2号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
14	認定 第3号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
15	認定 第4号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
16	認定 第5号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
17	認定 第6号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質疑 委員会付託
18	意見 第3号	沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書	質疑 委員会付託
19	意見 第4号	沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第1 同意第5号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件に関係のある教育長は退席してください。

（宮城政信教育長 午前10時01分退席）

○ 議長（大城佐一） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） お聞きしたいのですが、琉球新報で報道された児童生徒に対する体罰の疑いについて、教育委員会での調査結果が議会及び議員に報告されていないことについて、村長としてどのように考えていますか。また、今後どのように情報を共有していくつもりなのかお教えいただきたいです。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この件に関しては、児童、教職員を含め、非常に今後の教育、あるいは児童生徒にとっては発達段階を通して、これはつまびらかに情報公開することは今後の人格形成等に多大な影響を及ぼすおそれがありますので、この情報というのはある程度、最低限の情報にとどめるべきだと思います。何よりも大事なのは児童生徒の今後の成長に影響のないような方向でこの問題は取り組むべきだとそういうふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 児童のことを考えてということだと思いますけれども、今回のことは村の教育行政において透明性を高めて、村民の信頼を得ることのほうがより重要だと思います。村民からの信頼を得るために村長はどのような具体策を取るのか、そういう予定があるのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 教育行政等について、その他の状況については積極的に情報公開して村民と共有を図るべきだというふうに思いますが、今回の件のように非常に児童生徒の今後の成長、人としてこれから成長していくわけですから適切に対応しないといけない。先ほど申し上げましたが、つまびらかに公表されると今後の人間形成に多大な影響を及ぼすおそれがありますので、そこは慎重に、生徒もそうですが、教職員についても完璧な人間はいませんので、そこはまた改めるべきは改めて、児童生徒、教職員の今後のためにもある程度の情報を公表するのは控えなければならないとそういうふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 確認したいんですけども、それが議会とか議員に報告したらいけないということになるんですか。お伺いしたい。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この件に対しては、議会に報告してはいけないということではないと思うんですが、そこら辺はこの情報が広く行き渡って、その児童生徒に、本当に先ほどから申し上げているよう

に非常に影響が出ると。そういうことで必要最低限、教育関係部内に最低限はとどめるべきだとそういうふうを考えております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いします。

○ 7番（新崎悟一） そうですね、村民の意見や不安を聞いているのは多分議員だと思うんですね。その議員に報告はあっても別に何ら問題はないと思います。それが村政の透明性を図ることであり、議会の透明性を図ることだと思っております。今後ですね、議会において住民の声をどのように取り入れていく考えですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今回の件については教育委員会、教育長の判断によるものですが、その他のことにつきましては可能な限り議会にもいろいろ情報提供して、情報の共有を図って、議会と執行部とともども村政の発展に努めてまいりたいと思いますので、御理解よろしくをお願いします。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の関連ですが、私も、教育長人事の件で全員協議会ありました。ある議員からこの事件の件を知らされて新聞のコピーをいただきました。それで私もこれではちょっと分からなかったでは済まされないということで、ある教育委員に聞いたら、教育委員会に聞いてくださいと。報告書出されてるだろうということで、教育委員会訪ねて聞きました。ある程度の暴力事件があったということについてはお聞きしたんですけど、あつてはならないことが起きたということで、そして学校のこの先生も今休職中だと。そしたら中身についてまでね、詳しくは聞いておりません。そして新聞にあるように、教員と学校は生徒と保護者に謝罪したということはあるんですが、学校は服務規程の徹底を同校教員らに指導、所在市町村の教育委員会にも研修を実施した。学校長は取材に対し、生徒の安心と安全を守ることができず申し訳なかったということで、それで一番問題なのは、指導や研修の内容が明らかにされてない点に触れ、実効性のある再発防止や安全対策が実施されるかが疑問視だと。その辺が私問題にしてる、おります。だから幾ら教育委員会があっても、教育委員会を、教育委員会は執行部でするので、私たちは議会でするので、教育委員会がやってるこの報告書の内容とか、この打開策ね、村長が言われてるようにみんな完璧ではないと。また、加害者だと言われてる先生も休んでるというふうな、あの時点では聞いているので、みんなでこういうふうにならないような形でね、話合いができればと思っております。そういう意味でも、これがこういうふうな事件がなかったというこの前提の時期にね、戻るように、この先生も被害だと言われてる生徒も含めて、学校全体がね、元のとおり、つまりいても立ち上がれるというふうなことを私はつくるべきだと思うんで、ぜひこの議会が終わって後からでもいいですので、教育長人事のときに話したような感じでですね、場所を、こういう報告の場所をつくるべきじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） そちら辺につきましては、教育委員会、教育長と相談したいと思いますが、この一連の流れですね、私は教育長として、教育委員会として本当に適切な対応をされたということで、この教育委員会内申書を作成して、今県のほうに出して判断——判断といいますか処分を待っている状況でありまして、本当に教育委員会としては適切、適宜対応したものと私は理解しています。児童生徒はもちろん、教職員に対する今後の教職員の指導等についていろいろ対応しておりますので、そちら辺、

私は適切に対応したものだという認識でございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私も教育長に話するとき、ちょうど帰ろうとしたときに校長も出てたんで、また呼び戻されてね、一緒に話しました。詳しい内容については聞いてませんが、今村長が言われたようなああいう事件が起こったらそうしかならないのかなあと思ってるんですが、しかし、内容については私たち個人情報とかそれ伏せるものについては伏せて、皆でやっぱり、今後そういうことが起こらないように、また休んでる先生もいるんで、その辺はね被害者が学校側だけじゃなくて、このやった先生も反省してるかと思うんだけど、やっぱり当たり前前に元にあった、出勤してね、できる体制を私はつくるべきだと思ってるんで、先ほど村長が言ったように必ずしも適正にやっているとというふうなことがないと思います。それでそういうふうなつまりても皆が立ち上がれる環境をつくるべきだと思ってるので、ぜひその辺も踏まえてこの協議会の中でも、議員とこの教育委員会のメンバーと学校現場預かる校長も含めてですね、一緒に話し合う機会をぜひ設けていただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） この件に対して私も教育長のほうに直接状況はどうなったかということで、書面で経緯、この問題が発生してから今までのいきさつを細かく持っておりますが、これはやっぱり教育委員会、教育長に諮ってしかお答えできないと思いますので、私がすぐ「はい、できます」ということはちょっと控えるべきだと思います。あくまでも教育委員会が、子供たちの教育的立場、今後の先生のケアとか、様々な問題、いろいろ事実関係とか細かくあれして、これを報告すべきなのか、ある程度情報は抑えるべきなのかは教育委員会の判断に任せていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって同意第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第5号 教育委員会教育長の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者あり）

○ 議長（大城佐一） まず、原案に反対者の発言を許します。7番 新崎悟一議員。

（7番 新崎悟一議員 登壇）

○ 7番（新崎悟一） 教育委員長の再任に関する同意案件について、反対の立場で討論させていただきます。

まず初めに、8月上旬に報道された児童生徒に対する体罰の疑いについてですが、この問題は非常に重大であり、村としての教育行政の信頼性に関わる事態です。琉球新報の記事が掲載されたにもかかわ

らず、大宜味村教育委員会による調査が行われ、県の報告がなされたことは評価しますが、その結果や進展について村当局からの議会及び議員への報告が一切行われていないことは、極めて遺憾です。

教育行政において透明性は不可欠です。村民の皆様が安心して子どもを教育に預けられる環境を作るためには、情報の共有と説明責任が求められます。しかし、今回の件に関しては、村当局からの適切な報告や相談が行われていないことが、議会軽視、住民軽視の姿勢を示していると考えます。このような状況では、村の教育行政に対する信頼は得られず、住民の不信が増すばかりです。

今議論されている教育委員長の是非の問題ではなく、むしろ村全体の姿勢が問われています。私たちは、教育委員長の再任を議論する前に、まずこの問題に対して真撃に向き合い、透明性を持って対応することが求められます。住民の声に耳を傾け、信頼を回復するための行動を取ることが、今の村執行部には必要です。

このような状況を鑑み、他の議員の皆様にもご理解を求めたいと思います。教育委員長の再任を認めることは、村執行部の姿勢を容認することにつながりかねません。私たちは、教育行政に対する住民の信頼を取り戻すために、責任ある行動を選択すべきです。

以上の理由から、教育委員長の再任に反対することを表明し、今後の教育行政と執行部の改善と透明性の確保を強く求めます。

ありがとうございました。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。3番 大城邦彦議員。

（3番 大城邦彦議員 登壇）

○ 3番（大城邦彦） それでは同意案件第5号について賛成の立場で討論いたします。

宮城政信氏は、米須邦男前教育長の中途退任の後任として、1年3か月が過ぎたところであり、宮城氏は長年教育者として沖縄県内の小学校で教鞭をとり、さらに教頭や校長として管理職をされてきました。また、大宜味村認定こども園の開園時の園長としても大変頑張って来られました。

まずは、令和5年6月から教育長就任の実績として、私の調べた限りを報告させていただきます。

まず学校教育関係については、研究授業に関しては必ず参観し指導助言を行うなど、特に中学校の文科省指定「道徳」研究への支援をされているようであります。

また、新たな取り組みとして教師の授業力のための授業参観や、全学級参観を行うなど、保護者などが授業参観に参加しやすい取り組みなどを実施、改善されているようであります。

そして幼児教育については、地区幼児教育SD委員会での講師をされている。地区内の保育教諭向けとなっております。そして文科省指定「幼児教育研究協議会」に講師としてかかわっております。全国こども園・幼稚園園長研修会（令和5年7月）沖縄県代表として、おおぎみこども園の経営について発表をされております。そして幼児教育アドバイザーを兼任、幼児教育アドバイザーとともに幼小接続について、幼稚園5歳から小学校1年生の間の子供たちが学校に慣れるような、そういう幼小接続について、定期的に研修もされております。そして大宜味村「架け橋期のカリキュラム」作成、子供たちがスムーズに学校になじむようなそういうカリキュラムです。幼小接続リーフレット作成、就学前の保護者への配布。

次に社会教育については、国頭郡体育協会会長、児童生徒体験講習の推進、小学校西会津町交流を昨年より再開しております。中学校は愛知県蟹江町との交流も今年度から実施しております。そして学校運営協議会（コミュニティー・スクール）導入に向けた取り組み・設立について最低でも1年を要する。

現在準備をしているということでもあります。その他については「大宜味村児童生徒表彰規程」、子ども真ん中社会の実現に向け、2月の「教育に日」に児童生徒を表彰すると。将来に向けて非常に頑張っていけると、子供たちを励ますというそういう表彰になっていると思います。「大宜味村民科」カリキュラム作成、小1年から中3年までの9年間を見通した「地域学習」の系統化を図る。

現教育委員会として今後の事業がですね、国頭地区体育協会事務局、村教育大綱作成が令和7年から4年間行われるようです。そして大宜味村児童生徒表彰規則策定、これは12月施行を目指すと。コミュニティースクールは学校運営協議会及び地域学校協働本部設立に向けた準備が令和8年から実施を目指しているようです。

次、令和7年度は、旧役場庁舎が100周年を迎えるようですので、この事業も予定が入っております。

令和8年度においては、全国重要無形文化財保存団体協議会沖縄（大宜味）大会があるようです。統合大宜味小学校創立10周年及び中学校40周年記念事業があるようです。

以上の実績及び現在進めている事業など説明しましたが、宮城氏は、その学校教育時代はあらゆる団体からの一生懸命講義したり、取り組んできてとにかくあちこちから望まれていましたが、大宜味村に校長として就任できたような状況があります。そして我が大宜味村の将来を担う子供たちのため、とにかく誠心誠意取り組んでおります。

宮城政信氏は大変優秀で実行力があり、信頼と尊敬できる方であります。

現教育長にはこれからも大宜味村のさらなる教育の発展のために頑張ってくださいと切に願っております。議員各位の賛同を得たく賛成討論といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから同意第5号 教育委員会教育長の任命について採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって同意第5号については、同意することに決定しました。

退席者は、複席してください。

（宮城政信教育長 午前10時24分複席）

◎同意第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第2 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第6号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第6号については、同意することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第3 議案第37号 指定管理者の指定について(平南川ター滝駐車場)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第38号の質疑、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第4 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第39号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第5 議案第39号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第40号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは歳出の13ページをお願いします。

企画費の中での報償費として大宜味村の象徴制定検討委員会の費用が計上されているわけですが、大宜味村の象徴というのはどういうものを予定されているのか。その象徴制定についての考え方をお伺いしたいと思います。

そして次に19ページ、林業振興費、その修繕費の中で喜如嘉林道の修繕費として、一般財源で64万4,000円計上されているわけですが、この喜如嘉林道が2,160メートルあるんですよ。それで全幅員が4メートルで車道幅員が3メートルと。これは皆さんも御存じかどうか知りませんが、ちょっと過去の話をしておきたいと思います。林道開設については、もう十数年前になろうかと思うんですが、国頭村の営林道開設の時点で環境保護団体から県のほうは訴えられて、県が敗訴して、それ以降林道開設ということはできなくなったんですよ。それ記憶に新しい課長もいらっしゃると思います。それでこの喜如嘉林道の今回の64万4,000円でできる整備の内容について御説明をお願いしたいと思います。

次にもう1点、21ページの道路新設改良費、社会資本整備事業の中で、工事費の中の補助事業工事請負費、これは一名代橋の架け替え工事のもので一般財源で150万円計上されているわけですが、これはなぜ一般財源で対応しなければならないのか。そしてその工事費の内容についての御説明をお願いしたいと思います。以上3点お伺いしておきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（佐久川紀亮） 1点目の件についてお答えいたします。

今回、企画費のほうで大宜味村の象徴制定検討委員会謝礼金のほうを計上させていただいておりますが、今回の内容といたしましては、村の鳥が現在メジロとなっておりますが、そのメジロについて、今辺土名高校とかからも村の鳥についてアカヒゲを追加したらどうかという提案を受けております。国頭村がヤンバルクイナ、東村がノグチゲラということで、大宜味村のほうでアカヒゲというところもいいのではないかと提案を受けておまして、その件に関して村としても前向きに制定する方向で検討したいということで、今検討委員会を開催して内容を詰めていきたいと思っの予算計上となっております。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

喜如嘉林道の修繕費64万4,000円の計上についての質疑ですけれども、喜如嘉林道は、私も林道、若い頃は担当していましたのでよく分かるんですけれども、謝名城林道と苗圃農道を結ぶ林道となっています。謝名城林道から約半分は舗装されておりますけれども、喜如嘉の苗圃農道から大城さんの家があるんですけれども、そこから途中までは未舗装になっているんですね。途中のほうには村のシークワサーの苗の施設があります、苗圃にね。うちはシークワサーの管理を雇っている、日々2人雇用していますけれども、本来だったら早いルートは饒波石山線から苗圃上って、シークワサーの苗の圃場に行くんですけれども、今現在、舗装されていないものですからすごく大雨で砂利が侵食されて車が通れない状況なんですよ。今は謝名城林道から遠回りして管理している状況なものですから、それをなるべくそういったものをしなくて、早めに今の現状を修繕する必要があるということで補正を上げさせてもらいました。以上です。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の質疑にお答えします。

まず、一名代橋の橋梁架替工事、こちらのほう令和4年度事業ということで事故繰越しを行っているものでございます。単費で水道管とか、あとは農業用水の管の移設等が入っています。今回の部分は国庫補助では見られない部分もありましたので、単費で150万円追加しております。追加の内容に関しましては最終段階に来ております。その部分の生産的なものになりますので、詳しいものはこちらのほうでは把握しておりません。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 林道の件についてももう1回お聞きしておきたいのですが、今回の舗装で謝名城の大川の上の樹園地から、村の苗圃まで通行できるようになりますか。まだ苗圃からの線だけにとどまるのか。謝名城の樹園地から苗圃のところまで整備できるのかどうか。その点だけお答え願います。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 今、未舗装の部分の修繕費用の64万4,000円の計上なんですけれども、将来的には村としては全部舗装していきたいと思っております。施政方針にも喜如嘉林道の舗装をするということで言っておりますので、去る9月2日でしたか、県の農林水産部と北部12市町村の行政懇談会がありました、北部会館で。懇親会のときに私、今の森林整備課長と喜如嘉林道の件について話をしたんですけれども、やはり議員がおっしゃるように保護団体とかそういったのがいろいろ障害があるということで、舗装についてはできないことはないんですけども、厳しい状況で、林道の新たな事業に関しては厳しい状況であるよということは何いまして。以上です。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 林道ですね、先ほど最初で私申し上げましたけれども、新たな林道開設については裁判で県は敗訴したわけだから、もうほとんど認めないと思うんですよ。今、この喜如嘉林道については実際開設になっているんですよ。だからあとは面の整備だと思うんです。その辺は年次的にでも計画してやっていくように努力してもらいたいんですよ。喜如嘉林道は開設という捉え方はやっちゃだめだと思うんですよ、もう。あとは整備だと、私はそう判断しているんですが、そういうことでよろしいですか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） お答えします。

議員がおっしゃるとおり、喜如嘉林道は、今修繕するところも合わせると、実際に道はできている通りです。ただ今の現状の未舗装の部分、例えば開設と言えば山を切ったりですね、盛土をしたりとかは開設なんですけれども、そういったことは一切なく、現状のままの舗装するだけの話なんです。ただし、そういった事情も含めて森林整備課のほうに話はしているけれども、できないことはないんですけれども、村として強い要望があればいろいろ今後調整していきましようということになっておりますので、村としてもできる限り、長い間事業をしておりますので、やっていきたいなと思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第41号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第42号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第9 議案第43号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第
2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第10 議案第44号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第2
号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第44号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第11 議案第45号 令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算(第1号)

を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第12 認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 歳入の9ページをお願いします。住宅使用料ですが、滞納分、現年度分合わせまして845万5,200円収入未済だということになっております。監査委員からの決算審査意見書によってもこの住宅使用料は年々増加しているということですが、これからの取組についてどのようにやっていくのか、決意のほどをお伺いしておきたいと思えます。

次に40ページの環境衛生費の償還金利子及び割引料のところでの24万円があるわけですが、これは沖繩振興特別推進交付金の返還だと理解しているんですが、それで間違いはないかどうか。

そして歳出においては、未執行が16件ほどあるんです。せっかく計画して予算計上したのに未執行が出ているということは、これは一般財源もったいないです。監査委員の決算意見書にも盛られているように、必要でなければ3月最終補正予算あたりで減額するなり対応してもらわないといけないと思えます。これは次年度、令和7年度の予算編成に向けての決意も聞きたいんです。例年同じように計上して、必要だからと計上してやって未執行になっているものが多々ある。次年度の予算編成の場合にはきちんとそういうことも精査してやらないと、せっかくの一般財源生きてこないですよ。それだったらほかに回せるんじゃないですか。予算編成の基本だと私は思いますよ。この未執行に対する見解をお伺いしたいと思えます。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(真喜志 亮) お答えします。

議員御指摘のとおり、住宅使用料については、やはり昨年度と比べると5.2%の減となっております。収入未済についても800万円余りの収入未済があるというところで、やはりここについては私ども総務課としても、ここはしっかり力を入れていかないといけないというふうを感じているところでありますけれども、やはり今督促、あと電話催告などはしているところですが、催告書を送ったり、この住宅使用料というのは司法上の債権ですので、今後裁判所を通した支払督促とか、あとその辺のことについてももうやっていく時期なのかなというところで今考えているところなので、そこは今年度中であ

る程度整備をした上で、次年度あたりから裁判所を通しての支払督促などを行っていかうかなというところで今検討しているところです。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の質疑にお答えします。

4款1項6目環境衛生費、こちらのほうの24万円の償還金に関しましては、議員がおっしゃっている交付金のことです。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（前田佳政） お答えします。

未執行についてです。財政としましては、やはり今年度、議員がおっしゃるような16件ということに重く受けておりますので、令和7年度に向けてきちんと執行状況を各課、最低でも四半期ごとに執行状況の確認を行いながら、きちんと未執行部分については3月できちんと精算していくようにという方向で、きちんと予算編成方針にも盛り込んで取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） まず、住宅使用料についてですね、やっぱりこれは不納欠損に陥らないように適宜対応しないといけないと思っておりますよ。なぜなら便宜供用は起きているわけですから、それが不納欠損に陥るといことは絶対にいけないですよ。私はその辺疑問だからね、不納欠損に陥らないようにまた努力していただきたいと思っております。

それで未執行の部分については、今答弁がありましたけれども、やっぱり財務規則上、四半期ごとにチェックをしてやるのが財務規則にきちんと規定されているわけですから、それを怠っているということになりかねないです。それだけの問題じゃなく、天気とか不可抗力による場合も中には含まれているかもしれないですよ。それは決算委員会でお聞きしないと分からないんですが、決算委員会では皆さんも未執行についてはどういう理由だったということは、十分説明できるように御準備をお願いしておきたいと思っております。

それで環境費の中の償還金の24万円の件についてですが、これは村長の見解をお伺いしておきたいんですよ。村長は令和2年度の決算審査意見書の中で、当時議選監査委員であったわけですから。それでそのときのむずびとしては、やっぱり予算を確保した事業については万全を期すべきであるというようなことと、予備費流用も安易に行わずに必要最小限にとどめるべきであるということも言われていて、また補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律の関係法令等に基づいて、適正に予算の執行をしなければならぬと。今回の事態が生じていることは誠に遺憾であると。今後は指摘された件について再検証し、チェック体制を抜本的に行い二度とこのような事案が発生しないように万全を期されたいと。今この償還金、同じような件なんです。これは令和2年度当時の村長の議選監査委員の場合に、監査委員からの意見書なんです。そういうことがうたわれている。そしてそのときに令和2年度の決算認定は、村長は当時議員であったから反対していらっしゃいますね。記憶ございませんか。きちんとありますよ、議会だよりも。ですからその当時は議員だからということでそういうことがあったかもしれませんが、現在予算執行権者として、今の償還金等を振り返ってみてどう思うか。村長の見解をお伺いしておきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

予算執行については内部で調整して、議会に諮って、議会の皆さんの承認を得てせっかく確保された予算ですから、その執行については計画的にちゃんと執行しなければならないことは当然であります。せっかく予算、少ない財源の中から特に一般財源等については、この補正予算の中で貴重な財源ですから、この執行についてはもうよっぽどのがない限り執行を図ると。万が一、執行が遅れることがあれば、これはまた3月で補正減するとか、そういうふうな対応をしてまいりたいと思います。

(「令和2年度でやったの、今どう、立場変わるけどどうかということを知っているわけよ」と呼ぶ者あり)

○ 村長(友寄景善) お答えします。

令和2年度の承認しないということですが、それはその当時の私の判断だと思いますが、やはり村長として決められた予算はですね、執行については全職員一丸となって万全を期して執行しなければならないというふうに思います。以上です。

○ 議長(大城佐一) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) もう終わろうと思ったんですが、村長、今予算執行権者になっておられますので、令和2年度当時の議員選出の監査委員として決算意見書をまとめられたわけですよ。そういう決意の下で予算を執行してもらわないといけません。それでそのときには決算審査の監査委員の意見書は学識経験者とお二人の連名で出されているわけですが、もし異議があれば監査委員は独任制ですから、別々に意見書を出せるわけですよ。ですが結果としては村長は、あの当時、議員としては議選監査委員であるんだけど、決算については反対したという結果は明らかに残っているわけですから、それは結果としてよろしいかと思うんですがね、先ほど申し上げたように、やっぱり予算執行権者としては令和2年度、それ以前も4か年、決算意見書として指摘したことをやっぱりそれこそ村長は遵守して予算執行に当たっていただきたいと思いますが、最後に決意のほどをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) お答えします。

可決、確保された予算については、長としてこれが適正に執行されるように、今後は努めてまいりたいと思います。

○ 議長(大城佐一) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第13 認定第2号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決

算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第14 認定第3号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決
算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第15 認定第4号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第16 認定第5号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第17 認定第6号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎意見案第3号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第18 意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見案第3号は、総務常任委員会に付託します。

◎意見案第4号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第19 意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ちょっと確認させてください。

現在の辺土名高校の寮の定員数と、現在の入寮している男女の定員が満たしているのか、この辺を1点聞きたいのと。

あともう1点、さくら寮に入寮している生徒もいるということで、何名ほどさくら寮から通学しているのかということと、あとさくら寮の定員数までお願いします。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番目、辺土名高校の寮は一応入れないということで、高校は合格したけど、ほかの下宿とか、また探していたけどさくら寮に入っていると。

そして2番目にさくら寮から通っているのは、私が聞いているのは1人だと。

3番目は……。

○ 議長（大城佐一） 覚議員、辺土名高校の寮に入っている男女の定員数は何名かという質疑です。

○ 8番（吉浜 覚） すみません、1番、寮の定員数は調べていません。定員数は調べておりませんが、入れなかったということだけ聞いております。

それから2番目については、さくら寮から通っているのは1人だと聞いております。

3番目にさくら寮の定員もちょっと聞いておりません。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見案第4号は、総務常任委員会に付託します。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時07分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に前田 孝議員、副委員長に新崎悟一議員、決算審査特別委員会委員長に新崎悟一議員、副委員長に吉浜 覚議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時16分)

令和6年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和6年9月20日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和6年9月20日 午前10時06分)

閉 会 (令和6年9月20日 午前11時04分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

10番議員 大 城 佐 一

5 番議員 宮 城 美和子

3. 欠席議員 (1名)

9 番議員 平 良 嗣 男

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 知 念 和 史 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第37号	指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）	委員長報告 質疑～表決
2	議案第38号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第40号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案第41号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案第42号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第43号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案第44号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第45号	令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案第39号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
10	認定第1号	令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定第2号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第3号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第4号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第5号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	認定第6号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
16		委員会閉会中の継続審査について（沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書）	
17		委員会閉会中の継続審査について（沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書）	
18		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） これから本日の会議を開きます。

（午前10時06分）

◎議案第37号及び議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 議案第37号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）及び日程第2 議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議 第110号

令和6年9月20日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大城邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第37号	指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）	可決 全会一致
議案第38号	大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（大城邦彦） 総務委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第37号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長の出席を求め、9月17日午後1時30分開会時間を午前11時30分に繰り上げて審査をいたしました。

まず、議案第37号 指定管理者の指定について報告いたします。

本件は、平南川ター滝駐車場の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項及び大宜味村の公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この度の募集に対して応募が1者のみであり、引き続き一般社団法人大宜味村観光協会が指定となっ

ております。

指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までであります。

本件に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を報告いたします。

本案は、児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、園の設備や運営に関する安全計画の策定について定めること及び、自動車を運行する場合の児童の所在確認について定めるものとなっております。本条例の施行は公布の日からとなっております。

委員会では、前田孝委員から現状はどのように対応しているのか質疑あり住民福祉課長から本村施設ぶながっやこハウスでは、送迎等は行ってないとの答弁がありました。

吉浜覚委員から遠足などの場合はどのように確認を行っているのか質疑あり、住民福祉課長から職員において目視等の確認を行っているとの答弁がありました。

本案に対する討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 指定管理者の指定について（平南川ター滝駐車場）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 大宜味村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第40号～議案第45号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第3 議案第40号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)、日程第4 議案第41号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第5 議案第42号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第6 議案第43号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第2号)、日程第7 議案第44号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第2号)及び日程第8 議案第45号 令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算(第1号)の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第111号

令和6年9月20日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 前田 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第40号	令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)	原案可決 賛成多数
議案第41号	令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第42号	令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致
議案第43号	令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第44号	令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第45号	令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決 全会一致

(前田 孝予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(前田 孝) 報告いたします。

ただいま議題となりました議案第40号から議案第45号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会は、9月18日午前10時00分から委員会を開催し、審査をいたしました。

執行部から副村長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

議案第40号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)の主な内容は、歳入で10款 地方交付税65,053千円の増、19款 繰越金167,474千円の増。

歳出では総務費の防災諸費等で12,998千円の増、民生費で物価高騰対応重点支援給付金事業費などにより14,235千円の増、財政調整基金の141,456千円の増等による補正で、全体で275,713千円の増額補正であります。

委員会では、質疑はなかったものの、新崎悟一議員から6款3項2目水産業振興費のサメ駆除作業手数料の積算が不明瞭のため反対討論がありました。他に討論はなく、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の主な内容は、歳入の、前年度繰越金、歳出の、予備費等による補正で、68,469千円の増額補正であります。

次に、議案第42号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の主な内容は、歳入の、保険料および前年度繰越金、歳出の、納付金及び予備費等による補正で、9,275千円の増額補正であります。

次に、議案第43号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容は、営業費用における300千円の増額補正であります。

次に、議案第44号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第2号)の主な内容は、予算の組み替えと未収金及び未払金の確定であります。

次に、議案第45号 令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算(第1号)の主な内容は、未収金及び未払金の確定による補正であります。

議案第41号から議案第45号までの5件は、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(大城佐一) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者あり)

○ 議長(大城佐一) まず、原案に反対者の発言を許します。7番 新崎悟一議員。

(7番 新崎悟一議員 登壇)

○ 7番(新崎悟一) 反対討論をさせていただきます。

会計補正予算について、反対の立場で討論させていただきます。6款3項2の11水産業振興費のサメ駆除に関する現在の積算見積もりについて、現在、月3回、7か月間の出船で1船あたり5万円の費用をかけてサメ駆除を行う計画が提案されています。しかし、この方法では駆除の効率が上がらず、地域の産業に対する影響が深刻になる可能性があります。

サメ駆除は、地域の漁業や観光、経済を守るために非常に重要な施策です。そのため、より効果的で効率的な手法を採用する必要があります。現行の計画では、出船回数や費用に制限があり、実際の駆除効果を十分に発揮できないと考えます。

しかし、サメ駆除の取り組みは重要な物です。水産業振興費は、地域の漁業を支援するための重要な資金です。この資金を、捕獲したサメの体重に応じて報奨金を出す制度に振り向けることで、漁業者の参加を促進し、駆除の効率を高めることが可能です。

具体的なメリットは、1. 捕獲数の増加：報奨金制度により、漁業者が積極的にサメを捕獲し、その結果、駆除効果が高まります。

2. 地域経済の活性化：捕獲活動が増えることで、漁業者の収入が増加し、地域経済全体が活性化します。

3. 持続可能な管理：適切な捕獲管理を行うことで、地域の生態系や漁業資源を守ることができます。このように、サメ駆除に関する予算や方法を見直すことは、地域の未来を守るために非常に重要です。現行の計画では十分な効果が期待できないため、ぜひこの提案をご検討いただき、地域の産業を守るためのより良い方策を模索していただきたいと思います。

議員各位の賛同を心よりお願い申し上げます、共に地域の未来を守るために、より効果的なサメ駆除の仕組みにして頂きたい、反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 宮城 貢議員。

（1番 宮城 貢議員 登壇）

○ 1番（宮城 貢） 賛成討論を行います。

大宜味村は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ275,713千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ5,684,182千円とした。

歳出の主な補正額は、民生費14,235千円。衛生費12,398千円。農林水産業費25,522千円。土木費3,061千円。教育費4,243千円です。どの予算を見ても、大宜味村民の生活にとって大変重要な補正予算です。

予算審査特別委員会では、『サメ駆除作業手数料1,491,600円』の予算に対して『駆除すべき数のサメがいるときいていない。予算の見積り・透明性がない等』との理由で補正予算に反対した委員が複数いた。私は、賛成の立場から本予算を考察したいと思います。

令和6年6月11日付で、友寄景善大宜味村長に対し、大宜味海人会照屋和信会長は『サメ駆除に関する要望書』を面会し、直接提出された。内容は、『ここ2年ほど前から大宜味村沿岸・沖合・養殖場（スギ・マグロ）周辺においてサメの目撃情報が多く寄せられている。沖釣りでは、以前から食害の報告はあったが、昨今サメが沿岸部まで接近し、潜り漁の最中に漁獲した獲物と一緒に引っ張られるなど、命にかかわる事故につながっている現状です。食害や道具の破損も多々発生している。また、スギ・マグロの養殖網を食い破り養殖魚が多大な食害を受けている状況です。漁業者の安全操業と経営安定、観

光業の安心・安全を確保するためにサメ駆除を定期的に行う必要があります。サメ駆除に対する予算確保を対応していただきたく、要望書を提出いたします。』とのことでした。複数の反対者は、『このような状況は聞いていないし、知らない』とのことでした。ただ、私のところへは、村民（漁民・ウミンチュ）からの話がありました。大宜味海人会の会員から次のような話があります。『農業従事者は多額の補助金を得て、草ぼうぼうでも役場は認めているのか』と村補助金への透明性のことを話していました。サメ駆除でウミンチュの生命や生活を守ることは大事です。本予算を成立させて、大宜味村の一次産業を活性化させ発展させようではありませんか。六次産業化にも繋がっていきます。

よって議員各位のご理解と賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第40号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、歳入歳出予算の総額5,684,182,000円と定め、歳出予算で、水産振興費として、6款農林水産業費3項水産業費2目水産振興費11節役務費3細目手数料1,492,000円の単独予算財源の水産振興費は、積算基礎によるとサメ駆除作業手数料と計上している。予算審査特別委員会でサメ駆除作業手数料の予算説明で積算根拠が不十分であったため、説明終了後に大宜味海人会から村長に提出された「サメ駆除に関する要望書」の提供があった。

要望書の内容は、「ここ2年ほど前から大宜味村沿岸・沖合・養殖場（スギ・マグロ）周辺において、サメの目撃情報が多く寄せられています。沖釣りにおいては、大分前から食害の情報がありましたが、昨今ではサメが沿岸部まで接近し、潜り業の最中に漁獲した獲物を途中で奪うなど、食害や道具の破損が多々発生しております。また、スギ・マグロの養殖網を破り養殖魚が多大な食害を受けている状況です。漁業者の安全操業と経営安定、観光業（遊泳者・マリンレジャー等）の安心・安全を確保するためには、サメ駆除を定期的に行う必要があります。つきましては、サメ駆除に対する予算確保を対応していただきたく、要望書を提出いたします。」となっている。

サメ駆除計画の信憑性については、情報通信ネットで「養殖給餌に由来する汚濁負荷がサメ被害に繋がる可能性があります。」と紹介があることや、養殖場は大宜味村と名護市の境界周辺の海域であるのに関わらず、名護市区域も含めた駆除計画が提示されてなく、駆除効果の期待は限定的で不透明である。また、要請者は水産協同組合法で設立された当該地域の羽地漁業協同組合ではなく。なぜ、大宜味海人会なのか意味不明である。

よって、サメ駆除計画の効果について疑問があり不透明である。漁民が自ら養殖漁業と観光業（遊泳者・マリンレジャー等）との安心・安全確保は通常ではできないと証明しているようなものであり、水産振興費が含む本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

（2番 宮城良治議員 登壇）

○ 2番（宮城良治） 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

大宜味村一般会計補正予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,571万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ564万4,182円となっています。

この補正予算で、今サメ駆除の問題で反対討論が出ておりますが、これまでの議会と海人に関する予算が出た場合、必ずお二人反対討論されていますが、個人的な理由があるのか分かりませんが、これは海人から出されている、本当に海人の生命とか生活を守るために必要な海人からの要望だと思っております。

よって、議員各位の御理解と賛同を賜りまして、よろしくお願ひ申し上げまして、賛成の討論といたします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和6年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和6年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和6年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和6年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和6年度大宜味村簡易水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第45号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和6年度大宜味村下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第39号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第39号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第10 認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第2号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第3号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第4号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第5号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第15 認定第6号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大 議 第 1 1 2 号

令和6年9月20日

大宜味村議会議長 大 城 佐 一 殿

決算審査特別委員会

委員長 新 崎 悟 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第39号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可 決 全会一致
認定第1号	令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 賛成多数
認定第2号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第3号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第4号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第5号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第6号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認 定 全会一致

(新崎悟一決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **決算審査特別委員会委員長（新崎悟一）** 報告します。

ただいま議題となりました議案第39号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月18日、19日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。

また、質疑においては村長・教育長出席のもと審査を行いました。

議案第39号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、

認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、前田孝委員から歳入について収入未済額の今後の取組みについて、歳出については未執行及び不用額に対する対策について質疑があり

村長から収入未済額については収納対策委員会などを活用し、全庁上げて取り組みたい。

未執行及び不用額については、次年度の予算編成にしっかりと精査し反映させていくと答弁がありました。

討論はなく賛成多数をもって認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、いずれも質疑、討論はありませんでした。

認定第2号～認定第6号の5件について全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。報告を終わります。

○ **議長（大城佐一）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（大城佐一）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（大城佐一）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者あり)

○ 議長(大城佐一) まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

本認定は、歳入・歳出決算書によると、歳入合計の予算現額5,401,804,000円、調定額5,239,391,880円、収入済額4,970,940,617円、不納欠損額905,074円、収入未済額267,774,871円、予算現額と収入済額との比較△430,863,383円、収納率94.9%となっている。歳出合計の予算現額5,401,804,000円、支出済額4,703,117,208円、翌年度繰越額409,721,000円、不用額288,965,792円、予算現額と支出済額との比較698,686,792円、執行率87.1%となっている。主な施策の成果で事業名：塩屋湾周辺利活用推進基本構想策定業務(令和4年度繰越)事業の目的、内容：塩屋湾一帯の優れた資源を活かした魅力ある広域的な観光・レクリエーション拠点と共に水産業の発展拠点の形成に向けて、塩屋湾の活用ビジョンを明確化し、今後のハードのみならず、ソフトも含めた事業展開の大きな指針となる構想計画の策定を目的とする。9,405,000円の決算額となっている。また、事業名：結の浜海浜整備事業の目的、内容：結の浜にシャワー・トイレ・東屋、駐車場等を備えた海浜公園を整備する。50,424,000円の決算額となっている。

これまでに、結の浜地区大型宿泊施設、結の浜海浜整備事業及び地域水産物供給基盤整備事業は、無理難題を押しつけて強引に事業を推進していることに、村長の施政方針と矛盾を感じると指摘をしてきた。今定例会で提供があった「サメ駆除に関する要望書」に「昨今ではサメが沿岸部まで接近し、潜り業の最中に漁獲した獲物を途中で奪うなど、食害や道具の破損が多々発生しております。また、スギ・マグロの養殖網を破り養殖魚が多大な食害を受けている状況です。漁業者の安全操業と経営安定、観光業(遊泳者・マリレジャー等)の安心・安全を確保するためには、サメ駆除を定期的に行う必要があります。」との内容は、養殖漁業と観光業(遊泳者・マリレジャー等)との安心・安全確保は通常での実現はあり得ないと証明しているようなものである。塩屋湾周辺利活用推進基本構想策定業務や結の浜海浜整備事業の成果に対する批評は、塩屋湾一帯の優れた資源を活かした魅力ある広域的な観光・レクリエーション拠点と共に水産業の発展拠点の形成に向けて、塩屋湾の活用ビジョンを明確化しているが、観光・レクリエーション拠点と共に水産業の発展拠点へ警笛を促したものである。

よって、塩屋湾周辺利活用推進基本構想策定業務が現状解析と課題の整理、基本方針の設定・具体策検討及び基本構想の策定が、人命や地域振興を危機に陥れる施策の成果の現れである。また、結の浜海浜整備事業は着手すべきではなかったと裏付けられるものであり、本認定に対する各議員の反対の賛同

を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和5年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

◎委員会閉会中の継続審査について（沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書）

○ 議長（大城佐一） 日程第16 委員会閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員会に付託しました意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書については、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

よって本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

大 議 第 1 0 8 号

令和6年9月17日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

大宜味村総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事件

意見案第3号 沖縄県管理の教員住宅における村保育教諭等が利用できる制度拡充に関する意見書

2 理由

意見書案の内容において、さらに慎重な調査が必要なため。

以上

◎委員会閉会中の継続審査について（沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書）

○ 議長（大城佐一） 日程第17 委員会閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員会に付託しました意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書については、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

よって本件は、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

大議第109号

令和6年9月17日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

大宜味村総務常任委員会
委員長 大城 邦彦

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事件

意見案第4号 沖縄県立辺土名高等学校寮の増築に関する意見書

2 理由

意見書案の内容において、さらに慎重な調査が必要なため。

以上

◎議員派遣の件

○ 議長(大城佐一) 日程第18 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和6年9月20日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研 修 名	派遣人員
令和6年11月19日から 令和6年11月21日まで	大宜味村議会議員研修 (東京都・茨城県)	全議員

派遣目的：村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第6回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員